



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年4月1日月曜日 第496号外3

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課) 1
 愛媛県職員職の設置規則の一部を改正する規則..... (")14
 組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則..... (")15

訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令..... (人事課)21
 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (")22
 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令..... (")75
 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (")82
 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令..... (")88
 愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令..... (職員厚生課) ... 108

規 則

○愛媛県規則第29号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(局及び課)			(局及び課)		
第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。			第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。		
総務部	総務管理 局	行政経営課、財産活用推進課、人事課、職員厚生課_____、私学文書課	総務部	総務管理 局	総務管理課_____、人事課、職員厚生課、市町振興課、私学文書課
	行財政 推進局	財政課、市町振興課、税務課		行財政 改革局	財政課、行革分権課、税務課
省略			省略		
保健福祉部	省略		保健福祉部	省略	
	生きがい 推進 局	子育て支援課_____、障がい福祉課、長寿介護課_____		生きがい 推進 局	男女参画・子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課、ねんりんピック推進課
省略			省略		
(室)			(室)		
第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。			第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。		
行政経営課		総務事務管理室			
人事課		省略	人事課		省略
省略			省略		

地域スポーツ課	スポーツマスターズ大会推進室
観光国際課	省略
子育て支援課	少子化対策・男女参画室
農政課	省略
森林整備課	全国植樹祭推進室
省略	

(幹事課共通の所掌事務)

第6条 幹事課(行政経営課、総合政策課、地域スポーツ課、県民生活課、保健福祉課、産業政策課、農政課、土木管理課及び会計課をいう。以下同じ。) は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)～(4) 省略

2 省略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 行政経営課の所掌事務は、前条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第10号から第13号までの事務は、総務事務管理室が所掌する。

- (1) 行政改革の推進に関すること。
- (2) 公社等外郭団体の運営等に係る総合調整に関すること。
- (3) 行政手続に関する事務の総括に関すること。
- (4) 愛媛県行政不服審査会に関すること。
- (5) 内部統制の推進に関すること。
- (6) 事務事業の改善に関すること。
- (7) 内部統制の評価に関すること。
- (8) 工事等の入札(随意契約を含む。以下同じ。) 及び契約の制度並びに請負者等の選定に関すること。
- (9) 工事等の入札の監視に関すること。
- (10) 総務系事務改革の推進に関すること。
- (11) 庶務事務システムに関すること。
- (12) 給与の支給の集中処理業務及び当該業務に係る支出負担行為の確認に関すること。
- (13) 旅費の支出の集中処理業務及び当該業務に係る支出負担行為の確認に関すること。
- (14) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。
- (15) 庁中他の部課の主管に属しないこと。

2 財産活用推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公有財産、物品及び債権に係る事務の統轄に関すること。
- (2) 公有財産及び債権の取得、管理及び処分に関すること(他の主管に属するものを除く。) 。
- (3) 県庁舎及び県有公舎の管理に関すること(他の主管に属するものを除く。) 。
- (4) その他公有財産に関すること。
- (5) 物品の処分に関すること。
- (6) 自動車の集中管理に関すること。
- (7) 県有建物及び県立学校の営繕に関すること。
- (8) 建築工事の設計積算及び監督に関すること。
- (9) その他営繕工事に関すること。

3 省略

4 省略

スマート行政推進課	総務事務改革室
観光国際課	省略
農政課	省略
省略	
建築住宅課	営繕室

(幹事課共通の所掌事務)

第6条 幹事課(総務管理課、総合政策課、地域スポーツ課、県民生活課、保健福祉課、産業政策課、農政課、土木管理課及び会計課をいう。以下同じ。) は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)～(4) 省略

2 省略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務管理課の所掌事務は、前条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 公有財産、物品及び債権に係る事務の統轄に関すること。
- (2) 公有財産及び債権の取得、管理及び処分に関すること(他の主管に属するものを除く。) 。
- (3) 物品の処分に関すること。
- (4) 自動車の集中管理に関すること。
- (5) 県庁舎及び県有公舎の管理に関すること(他の主管に属するものを除く。) 。
- (6) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。
- (7) その他公有財産に関すること。
- (8) 庁中他の部課の主管に属しないこと。

2 省略

3 省略

4 市町振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

5・6 省略

7 市町振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市町その他公共団体の行政、財政及び税政の総合的助言に関すること。
- (2) 住民基本台帳に関すること。
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 地方交付税（市町分）に関すること。
- (5) 地方債（市町分）に関すること。
- (6) 土地開発公社（市町分）に関すること。
- (7) 市町村職員共済組合に関すること。
- (8) 県及び市町の連携の推進に関すること。
- (9) 市町への権限移譲に関すること。
- (10) 選挙に関すること。
- (11) 市町村合併に関すること。
- (12) 市町との情報連絡に関すること。

8 省略

（企画振興部各課の所掌事務）

第8条 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1)～(7) 省略
- (8) 地方分権の推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (9) 知事会に関すること。
- (10) 広域自治体の在り方に関すること。
- (11) 省略

2～5 省略

6 スマート行政推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(6) 省略

7 デジタルシフト推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 省略

（観光スポーツ文化部各課の所掌事務）

第8条の2 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第12号の事務

- (1) 市町その他公共団体の行政、財政及び税政の総合的助言に関すること。
- (2) 住民基本台帳に関すること。
- (3) 地方交付税（市町分）に関すること。
- (4) 地方債（市町分）に関すること。
- (5) 土地開発公社（市町分）に関すること。
- (6) 市町村職員共済組合に関すること。
- (7) 県及び市町の連携の推進に関すること。
- (8) 選挙に関すること。
- (9) 市町村合併に関すること。
- (10) 市町との情報連絡に関すること。

5・6 省略

7 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革の推進に関すること。
- (2) 公社等外郭団体の運営等に係る総合調整に関すること。
- (3) 行政手続に関する事務の総括に関すること。
- (4) 愛媛県行政不服審査会に関すること。
- (5) 地方分権の推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 知事会に関すること。
- (7) 広域自治体の在り方に関すること。
- (8) 内部統制の推進に関すること。
- (9) 事務事業の改善に関すること。
- (10) 内部統制の評価に関すること。
- (11) 工事等の入札（随意契約を含む。以下同じ。）及び契約の制度並びに請負者等の選定に関すること。
- (12) 工事等の入札の監視に関すること。

8 省略

（企画振興部各課の所掌事務）

第8条 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1)～(7) 省略
- (8) 知的財産に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (9) 省略

2～5 省略

6 スマート行政推進課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第8号及び第9号の事務は、総務事務改革室が所掌する。

- (1)～(6) 省略
- (7) 汎用コンピュータシステムの運用、管理及び利用の促進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (8) 総務系事務改革の推進に関すること。
- (9) 庶務事務システムに関すること。

7 デジタルシフト推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 省略
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

（観光スポーツ文化部各課の所掌事務）

第8条の2 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

は、スポーツマスターズ大会推進室が所掌する。

(1)～(11) 省略

(12) 日本スポーツマスターズ2025愛媛大会の開催準備に関するこ
と。

2～6 省略

(県民環境部各課の所掌事務)

第9条 省略

2～5 省略

6 環境・ゼロカーボン推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

7・8 省略

(保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 省略

2～5 省略

6 子育て支援課 の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第8号から第12号までの事務は、少子化対策・男女参画室が所掌する。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 次世代育成支援対策に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(9) 男女共同参画社会づくりの総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(10) 男女共同参画に関する施策の実施に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(11) 女性関係団体に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(12) 企業の働き方改革に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(1)～(11) 省略

2～6 省略

(県民環境部各課の所掌事務)

第9条 省略

2～5 省略

6 環境・ゼロカーボン推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 上水道及び簡易水道に関すること。

(8) 生活環境施設の整備に係る総合企画及び連絡調整に関するこ
と。

(9) 生活環境施設の整備の促進に関すること。

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

7・8 省略

(保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 省略

2～5 省略

6 男女参画・子育て支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 次世代育成支援対策に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(2) 男女共同参画社会づくりの総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(3) 男女共同参画に関する施策の実施に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(4) 女性関係団体に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

7・8 省略

(経済労働部各課の所掌事務)

第12条 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

2 企業立地課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 大規模産業用地の確保に関すること。

(4) 海運の振興に関すること。

3 労政雇用課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 総合的雇用対策に関すること。

(5) 中高年齢者等の雇用対策に関すること。

(6) 障害者の雇用対策に関すること。

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

4 産業創出課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 省略

(6) 伝統的工芸品産業の振興に関すること。

(7) 発明及び知的財産に関すること(他の主管に属するものを除く。)

5 産業人材課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 産業人材の確保に関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(2) 若年者の就職支援に関すること。

(3) 外国人材に関すること(他の主管に属するものを除く。)

(4) 省略

6 省略

(農林水産部各課の所掌事務)

第13条 省略

2～7 省略

8 森林整備課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第10号から第15号までの事務は、全国植樹祭推進室が所掌する。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

7・8 省略

9 ねんりんピック推進課の所掌事務は、第35回全国健康福祉祭(ねんりんピック)の開催準備に関することとする。

(経済労働部各課の所掌事務)

第12条 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 海運の振興に関すること。

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 伝統的工芸品産業の振興に関すること。

(15) 省略

(16) 省略

2 企業立地課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

3 労政雇用課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

4 産業創出課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 省略

(6) 発明及び工業所有権に関すること

5 産業人材課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総合的雇用対策に関すること。

(2) 中高年齢者等の雇用対策に関すること。

(3) 障害者の雇用対策に関すること。

(4) 若年者の雇用対策に関すること。

(5) 外国人材に関すること

(6) 省略

6 省略

(農林水産部各課の所掌事務)

第13条 省略

2～7 省略

8 森林整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 第76回全国植樹祭の開催準備に関すること。

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 第76回全国植樹祭の基本計画及び実施計画に関すること。
- (11) 第76回全国植樹祭の広報に関すること。
- (12) 第76回全国植樹祭の関係機関等との連絡調整に関すること。
- (13) 第76回全国植樹祭の実行委員会に関すること。
- (14) 第76回全国植樹祭の行幸啓に関すること。
- (15) その他第76回全国植樹祭の開催準備に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

9～11 省略
 （土木部各課の所掌事務）

第14条 省略

2～8 省略
 9 都市整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 上水道、簡易水道及び下水道に関すること。
- (3)～(5) 省略

10 建築住宅課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(6) 省略

（出納局各課の所掌事務）

第15条 会計課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 国費及び県費に属する収入及び支出並びに決算に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

- (2)～(9) 省略

(10) 財務会計オンラインシステム_____及び電子入札システムの管理に関すること。

- (11) 省略

2 審査課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第2号の事務は、工事検査室が所掌する。

- (1) 国費及び県費に属する支出負担行為の確認に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

- (2) 省略

（知事に直属して置く職員）

第15条の2 知事に直属して営業本部長_____、防災安全統括部長、秘書広報統括監、デジタル変革担当部長、少子化対策・女性活躍統括部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

（部に置く職員）

第16条 省略

2 省略
 3 保健福祉部に_____医療政策監を置く。

4 省略
 （局に置く職員）

第16条の2 省略

2 文化局に文化振興推進監を置く。

3 省略

- (9) 省略
- (10) 省略

9～11 省略
 （土木部各課の所掌事務）

第14条 省略

2～8 省略
 9 都市整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 下水道の整備_____に関すること。
- (3)～(5) 省略

10 建築住宅課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第7号から第9号までの事務は、営繕室が所掌する。

- (1)～(6) 省略

(7) 県有建物及び県立学校の営繕に関すること。

(8) 建築工事の設計積算及び監督に関すること。

(9) その他営繕工事に関すること。

（出納局各課の所掌事務）

第15条 会計課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 国費及び県費に属する収入及び支出並びに決算に関すること_____。

- (2)～(9) 省略

(10) 財務会計オンラインシステム、旅費システム及び電子入札システムの管理に関すること。

- (11) 省略

2 審査課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第3号の事務は、工事検査室が所掌する。

- (1) 国費及び県費に属する支出負担行為の確認に関すること_____。

(2) 旅費の支出の集中処理業務及び当該業務に係る支出負担行為の確認に関すること。

- (3) 省略

（知事に直属して置く職員）

第15条の2 知事に直属して営業本部長、営業統括部長、防災安全統括部長、秘書広報統括監、デジタル変革担当部長_____、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

（部に置く職員）

第16条 省略

2 省略
 3 保健福祉部に福祉政策統括監及び医療政策監を置く。

4 省略
 （局に置く職員）

第16条の2 省略

2 省略

- 4 省略
- 5 省略
- 6 産業支援局及び農業振興局 _____ に技術監を置く。
- 7 省略
- 8 省略
(課及び室に置く職員)

第17条 省略

- 2 省略
- 3 室(地域スポーツ課スポーツマスターズ大会推進室及び審査課
工事検査室を除く。)に室長及び主幹を置く。
(必要に応じて置く職員)

第18条 前条に定めるもののほか、課に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)~(8) 省略
- (9) 専門幹
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略

- 2 前項に定めるもののほか、課若しくは室又は係に、必要に応じて次の職員を置く。

- (1) 副主幹
- (2) 担当係長

(特別の課に置く職員)

第19条 財産活用推進課に建築審査専門監を置く。

- 2 _____ 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略

(出納局に置く職員)

第20条 省略

- 2 出納局に、必要に応じ、次の職員を置く。

- (1)~(3) 省略
- (4) 副主幹
- (5) 専門幹
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

(職員)

第24条 省略

- 2 地方局及びその出先機関に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)~(5) 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 産業支援局、農業振興局及び土木管理局に技術監を置く。
- 6 省略
- 7 省略
(課及び室に置く職員)

第17条 省略

- 2 省略
- 3 室(_____ 審査課
工事検査室を除く。)に室長及び主幹を置く。
(必要に応じて置く職員)

第18条 前条に定めるもののほか、課に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)~(8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略

- 2 前項に定めるもののほか、課若しくは室又は係に、必要に応じて担当係長を置く。

(特別の課に置く職員)

第19条 省略

- 2 健康増進課に感染症対策調整監を置く。
- 3 男女参画・子育て支援課に少子化対策推進マネージャーを置く。

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

(出納局に置く職員)

第20条 省略

- 2 出納局に、必要に応じ、次の職員を置く。

- (1)~(3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(職員)

第24条 省略

- 2 地方局及びその出先機関に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)~(5) 省略

(6) 副主幹

(7) 専門幹

(8) 省略

(9) 省略

(子ども・女性支援センター)

第26条 愛媛県東予子ども・女性支援センター及び愛媛県南予子ども・女性支援センター(以下「子ども・女性支援センター」という。)の業務は、次のとおりとする。

(1)~(6) 省略

(7) 省略

(8) 困難な問題を抱える女性の相談及び援助に関すること。

2・3 省略

4 子ども・女性支援センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 副主幹

(4) 専門幹

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(保健所)

第27条 省略

2・3 省略

4 保健所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)~(5) 省略

(6) 副主幹

(7) 専門幹

(8) 省略

(9) 省略

(食肉衛生検査センター)

第28条 省略

2・3 省略

4 食肉衛生検査センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 副主幹

(2) 専門幹

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(動物愛護センター)

第29条 省略

2・3 省略

4 動物愛護センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 副主幹

(2) 専門幹

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(家畜保健衛生所)

第30条 省略

2~4 省略

5 家畜保健衛生所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(子ども・女性支援センター)

第26条 愛媛県東予子ども・女性支援センター及び愛媛県南予子ども・女性支援センター(以下「子ども・女性支援センター」という。)の業務は、次のとおりとする。

(1)~(6) 省略

(7) 要保護女子の更生相談及び更生指導に関すること。

(8) 省略

2・3 省略

4 子ども・女性支援センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(保健所)

第27条 省略

2・3 省略

4 保健所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)~(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(食肉衛生検査センター)

第28条 省略

2・3 省略

4 食肉衛生検査センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(動物愛護センター)

第29条 省略

2・3 省略

4 動物愛護センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(家畜保健衛生所)

第30条 省略

2~4 省略

5 家畜保健衛生所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

- (2) 副主幹
- (3) 専門幹
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

(病虫害防除所)

第31条 省略

2 省略

3 病虫害防除所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 副主幹
- (3) 専門幹
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(総合科学博物館)

第33条 省略

2・3 省略

4 総合科学博物館に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 副主幹
- (3) 専門幹
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

(歴史文化博物館)

第34条 省略

2・3 省略

4 歴史文化博物館に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 副主幹
- (3) 専門幹
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

(美術館)

第34条の2 省略

2 省略

3 美術館に次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略
- (3) 主幹
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

4 美術館に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略
- (3) 副主幹
- (4) 専門幹

- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

(病虫害防除所)

第31条 省略

2 省略

3 病虫害防除所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略

(総合科学博物館)

第33条 省略

2・3 省略

4 総合科学博物館に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

(歴史文化博物館)

第34条 省略

2・3 省略

4 歴史文化博物館に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

(美術館)

第34条の2 省略

2 省略

3 美術館に次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

4 美術館に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(消費生活センター)

第35条 省略

2・3 省略

4 消費生活センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 副主幹

(4) 専門幹

(5) 省略

(6) 省略

(さつき寮)

第39条 愛媛県立さつき寮(以下「さつき寮」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性の職業訓練に関すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性の生活支援に関すること。
- (3) 困難な問題を抱える女性の就職援助に関すること。
- (4) その他困難な問題を抱える女性の自立支援に関すること。

2・3 省略

(愛媛県立子ども療育センター)

第44条 省略

2 省略

3 子ども療育センターに次の職員を置く。

(1)~(7) 省略

(8) 看護主幹

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

4 子ども療育センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1)~(4) 省略

(5) 副主幹

(6) 専門幹

(7) 省略

(8) 省略

(えひめ学園)

第48条 省略

2・3 省略

4 えひめ学園に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 副主幹

(3) 専門幹

(4) 省略

(5) 省略

(衛生環境研究所)

第51条 省略

2・3 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(消費生活センター)

第35条 省略

2・3 省略

4 消費生活センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(さつき寮)

第39条 愛媛県立さつき寮(以下「さつき寮」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 要保護女子_____の職業訓練に関すること。
- (2) 要保護女子の生活指導_____に関すること。
- (3) 要保護女子_____の就職援助に関すること。
- (4) その他要保護女子の保護更生_____に関すること。
- (5) 配偶者等からの暴力を受けた女性の保護に関すること。

2・3 省略

(愛媛県立子ども療育センター)

第44条 省略

2 省略

3 子ども療育センターに次の職員を置く。

(1)~(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

4 子ども療育センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1)~(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(えひめ学園)

第48条 省略

2・3 省略

4 えひめ学園に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(衛生環境研究所)

第51条 省略

2・3 省略

4 衛生環境研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)～(3) 省略

(4) 副主幹

(5) 専門幹

(6) 省略

(7) 省略

(心と体の健康センター)

第52条 省略

2・3 省略

4 心と体の健康センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1)～(3) 省略

(4) 副主幹

(5) 専門幹

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(産業技術研究所)

第56条 省略

2・3 省略

4 産業技術研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 副主幹

(4) 専門幹

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(産業技術専門校)

第60条 省略

2 省略

3 産業技術専門校に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 副主幹

(2) 専門幹

(3) 省略

(4) 省略

(農業大学校)

第63条 省略

2～4 省略

5 農業大学校に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 副主幹

(3) 専門幹

(4) 省略

(5) 省略

(農林水産研究所)

第64条 省略

2・3 省略

4 農林水産研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 副主幹

(4) 専門幹

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

4 衛生環境研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(心と体の健康センター)

第52条 省略

2・3 省略

4 心と体の健康センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(産業技術研究所)

第56条 省略

2・3 省略

4 産業技術研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(産業技術専門校)

第60条 省略

2 省略

3 産業技術専門校に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(農業大学校)

第63条 省略

2～4 省略

5 農業大学校に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(農林水産研究所)

第64条 省略

2・3 省略

4 農林水産研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

第3節の2 愛媛県福祉総合支援センター

第74条 愛媛県福祉総合支援センター（以下「福祉総合支援センター」という。）の業務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 困難な問題を抱える女性の相談に関すること。

(10) 困難な問題を抱える女性の生活支援に関すること。

(11) 困難な問題を抱える女性の一時保護に関すること。

(12) 困難な問題を抱える女性に対する情報の提供その他の援助に関すること。

(13)～(22) 省略

2・3 省略

4 福祉総合支援センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 副主幹

(4) 専門幹

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

（研修所）

第75条 省略

2～4 省略

5 研修所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 副主幹

(3) 専門幹

(4) 省略

(5) 省略

（東京事務所）

第76条 省略

2～4 省略

5 東京事務所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 副主幹

(4) 専門幹

(5) 省略

(6) 省略

（えひめ観光物産プラザ）

第77条 省略

2・3 省略

4 えひめ観光物産プラザに、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 副参事

(2) 副主幹

(3) 専門幹

（消防学校）

第78条 省略

2～4 省略

第3節の2 愛媛県福祉総合支援センター

第74条 愛媛県福祉総合支援センター（以下「福祉総合支援センター」という。）の業務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 省略

(6) 要保護女子に係る判定に関すること。

(7) 要保護女子の更生相談及び更生指導に関すること。

(8) 要保護女子の一時保護に関すること。

(9) その他要保護女子の更生福祉に関すること。

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13)～(22) 省略

2・3 省略

4 福祉総合支援センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

（研修所）

第75条 省略

2～4 省略

5 研修所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

（東京事務所）

第76条 省略

2～4 省略

5 東京事務所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

（えひめ観光物産プラザ）

第77条 省略

2・3 省略

4 えひめ観光物産プラザに、必要に応じ副参事を置く。

（消防学校）

第78条 省略

2～4 省略

5 消防学校に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 副主幹

(4) 専門幹

(5) 省略

(6) 省略

(原子力センター)

第78条の2 省略

2～4 省略

5 原子力センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 副主幹

(4) 専門幹

(5) 省略

(6) 省略

(大阪事務所)

第79条 省略

2～4 省略

5 大阪事務所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 副主幹

(3) 専門幹

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(計量検定所)

第80条 省略

2・3 省略

4 計量検定所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 副主幹

(2) 専門幹

(3) 省略

(4) 省略

(家畜病性鑑定所)

第81条 省略

2・3 省略

4 家畜病性鑑定所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 副主幹

(2) 専門幹

(3) 省略

(4) 省略

別表第1(第5条関係)

課	係
行政経営課	省略
省略	
私学文書課	私学・公益法人係、法令係
市町振興課	行政係、連携推進係、選挙係、財政係、税政係
省略	
省略	
医療対策課	地域看護係
省略	

5 消防学校に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(原子力センター)

第78条の2 省略

2～4 省略

5 原子力センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(大阪事務所)

第79条 省略

2～4 省略

5 大阪事務所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(計量検定所)

第80条 省略

2・3 省略

4 計量検定所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(家畜病性鑑定所)

第81条 省略

2・3 省略

4 家畜病性鑑定所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

別表第1(第5条関係)

課	係
総務管理課	省略
省略	
市町振興課	行政係、連携推進係、選挙係、財政係、税政係
私学文書課	私学・公益法人係、法令係
省略	
防災危機管理課	防災訓練係、防災情報係
省略	
医療対策課	医療機関係、医療安全係、地域看護係
省略	

子育て支援課	ひとり親家庭係、保育・幼稚園係、児童・女性支援施設係
省略	
産業政策課	調整管理係 _____
省略	
都市整備課	都市公園管理係 _____、街路係、公園緑地係
建築住宅課	建築指導係、宅地建物指導係、公営住宅係、住宅企画係
会計課	会計指導係 _____、システム管理係、用品調達係
審査課	国費係 _____

別表第2（第6条関係）

幹事課	地方機関
行政経営課	省略
省略	

男女参画・子育て支援課	ひとり親家庭係、保育・幼稚園係、児童・婦人施設係 _____
省略	
産業政策課	調整管理係、貿易海運係
省略	
都市整備課	都市公園管理係、下水道係、街路係、公園緑地係
建築住宅課	工事契約係、建築指導係、宅地建物指導係、公営住宅係、住宅企画係
営繕室	営繕企画係、電気設備係、機械設備係
会計課	会計指導係、給与係、システム管理係、用品調達係
審査課	国費係、旅費審査係

別表第2（第6条関係）

幹事課	地方機関
総務管理課	省略
省略	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられたものとする。

総務部総務管理局市町振興課連携推進係長	総務部行財政推進局市町振興課連携推進係長
総務部総務管理局市町振興課財政係長	総務部行財政推進局市町振興課財政係長
総務部総務管理局市町振興課	総務部行財政推進局市町振興課
総務部行財政改革局財政課財政改革グループ主計係長	総務部行財政推進局財政課財政改革グループ主計係長
総務部行財政改革局財政課予算調整グループ主計係長	総務部行財政推進局財政課予算調整グループ主計係長
総務部行財政改革局財政課成果重視マネジメントグループ主計係長	総務部行財政推進局財政課成果重視マネジメントグループ主計係長
総務部行財政改革局財政課	総務部行財政推進局財政課
総務部行財政改革局税務課直税係長	総務部行財政推進局税務課直税係長
総務部行財政改革局税務課	総務部行財政推進局税務課
保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課子ども健全育成グループ担当係長	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課子ども健全育成グループ担当係長
保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課ひとり親家庭係長	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課ひとり親家庭係長
保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課児童・婦人施設係長	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課児童・女性支援施設係長
保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課

○愛媛県規則第30号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（職の設置） 第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。		（職の設置） 第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。	
区分	職	区分	職
知事の事務部局	本庁 部長、営業本部長_____、防災安全統括部長、秘書広報統括監、デジタル変革担当部長、 <u>少子化対策・女性活躍統括部長</u> 、理事、局長、部付、営業副本部長、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、 <u>建築審査専門監</u> 、えひめ野球文化推進監、 <u>文化振興推進監</u> 、サイクリング誘客推進監、危機管理監、原子力安全対策推進監_____、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、副主幹、専門幹、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員	知事の事務部局	本庁 部長、営業本部長、 <u>営業統括部長</u> 、防災安全統括部長、秘書広報統括監、デジタル変革担当部長、 <u>福祉政策統括監</u> _____、理事、局長、部付、営業副本部長、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監_____、えひめ野球文化推進監_____、サイクリング誘客推進監、危機管理監、原子力安全対策推進監、 <u>感染症対策調整監</u> 、 <u>少子化対策推進マネージャー</u> 、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、副主幹、専門幹、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
	省略		省略
省略		省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第31号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中村時広

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県税証紙及び始動票札の買受け等)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 指定金融機関は、県税証紙等の代金を領収したときは、直ちに県税証紙・始動票札売却代金払込書（第23号様式）により払込みをするとともに、当該払込みをした代金に係る県税証紙・始動票札買受申請書及び県税証紙売りさばき高調書を<u>総務部行財政推進局税務課長</u>に送付しなければならない。</p>	<p>(県税証紙及び始動票札の買受け等)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 指定金融機関は、県税証紙等の代金を領収したときは、直ちに県税証紙・始動票札売却代金払込書（第23号様式）により払込みをするとともに、当該払込みをした代金に係る県税証紙・始動票札買受申請書及び県税証紙売りさばき高調書を<u>総務部行財政改革局税務課長</u>に送付しなければならない。</p>

(愛媛県庁舎管理規則の一部改正)

第2号 愛媛県庁舎管理規則（昭和34年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(庁舎管理責任者)</p> <p>第3条 庁舎の管理の責任者（以下「<u>庁舎管理責任者</u>」という。）は、本庁舎にあつては<u>総務部総務管理局財産活用推進課長</u>、地方機関の庁舎にあつては当該地方機関の長（1の庁舎に2以上の地方機関が所在する庁舎のうち地方局（知事が指定する課所を除く。）が所在する場合は当該局長、その他の場合は知事が指定する職にある者とする。）とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第2号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">愛媛県庁舎管理規則第7条の許可申請書</p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 —</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-left: 50px;">省略</div>	<p>(庁舎管理責任者)</p> <p>第3条 庁舎の管理の責任者（以下「<u>庁舎管理責任者</u>」という。）は、本庁舎にあつては<u>総務部総務管理局総務管理課長</u>、地方機関の庁舎にあつては当該地方機関の長（1の庁舎に2以上の地方機関が所在する庁舎のうち地方局（知事が指定する課所を除く。）が所在する場合は当該局長、その他の場合は知事が指定する職にある者とする。）とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第2号様式</p> <p style="text-align: center;">愛媛県庁舎管理規則第7条の許可申請書</p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 Ⓔ</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-left: 50px;">省略</div>

(愛媛県会計規則の一部改正)

第3条 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(出納員)</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第18号までに掲げる職にある者をもつて充て、<u>第19号から第26号</u>までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>総務部総務管理局行政経営課調整管理係長</u></p> <p>(3) <u>総務部総務管理局行政経営課総務事務管理室長及び主幹</u></p> <p>(4) <u>総務部総務管理局財産活用推進課財産管理グループ担当係長及び施設管理グループ担当係長（財産活用推進課長が指定した者に限る。）</u></p> <p>(5) <u>総務部行財政推進局税務課直税係長及び税務調査グループ担</u></p>	<p>(出納員)</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第16号までに掲げる職にある者をもつて充て、<u>第17号から第24号</u>までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>総務部総務管理局総務管理課調整管理係長、財産管理グループ担当係長及び施設管理グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）</u></p> <p>(3) <u>総務部行財政改革局税務課直税係長及び税務調査グループ担</u></p>

当係長

(6) 企画振興部政策企画局地域政策課地域づくり支援グループ担当係長 (地域政策課長が指定した者に限る。)

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室企画グループ担当係長 (少子化対策・男女参画室長が指定した者に限る。)

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(出納員以外の会計職員)

第5条 出納員以外の会計職員は、次の各号に掲げる職員とし、その職務は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 会計員 出納局、総務部総務管理局长行政経営課総務事務管理室及び地方局出納室の会計員にあつては会計管理者及び出納員の事務を、出納局及び地方局出納室の会計員以外の会計員にあつては出納員、現金取扱員及び物品取扱員の事務をそれぞれ補助すること。

2 前項に規定する現金取扱員及び物品取扱員は当該事務を取り扱う必要のある本庁各課及び地方機関(予算令達を受けない機関を含む。以下この項において同じ。)に置き、会計員は出納局、総務部総務管理局长行政経営課総務事務管理室及び地方局の出納室並びに出納員、現金取扱員又は物品取扱員が置かれた本庁各課及び地方機関に置く。

3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。

省略	
一 出納局、総務部総務管理局长行政経営課総務事務管理室及び地方局出納室の職員(出納員を除く。)	会計員
二 出納員、現金取扱員又は物品取扱員が置かれた本庁各課及び地方機関(予算令達を受けない機関を含む。)の職員(出納局、総務部総務管理局长行政経営課総務事務管理室及び地方局出納室の職員	

当係長

(4) 企画振興部政策企画局総合政策課政策企画グループ担当係長 (総合政策課長が指定した者に限る。)

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課企画グループ担当係長 (男女参画・子育て支援課長が指定した者に限る。)

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(出納員以外の会計職員)

第5条 出納員以外の会計職員は、次の各号に掲げる職員とし、その職務は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 会計員 出納局 _____ 及び地方局出納室の会計員にあつては会計管理者及び出納員の事務を、出納局及び地方局出納室の会計員以外の会計員にあつては出納員、現金取扱員及び物品取扱員の事務をそれぞれ補助すること。

2 前項に規定する現金取扱員及び物品取扱員は当該事務を取り扱う必要のある本庁各課及び地方機関(予算令達を受けない機関を含む。以下この項において同じ。)に置き、会計員は出納局 _____ 及び地方局の出納室並びに出納員、現金取扱員又は物品取扱員が置かれた本庁各課及び地方機関に置く。

3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。

省略	
一 出納局 _____ 及び地方局出納室の職員(出納員を除く。)	会計員
二 出納員、現金取扱員又は物品取扱員が置かれた本庁各課及び地方機関(予算令達を受けない機関を含む。)の職員(出納局 _____ 及び地方局出納室の職員	

を除く。)のうち本庁各課、地方局各課又は地方機関(予算令達を受けない機関を含み、地方局を除く。)の長が指定した者

を除く。)のうち本庁各課、地方局各課又は地方機関(予算令達を受けない機関を含み、地方局を除く。)の長が指定した者

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 総務部総務管理局行政経営課調整管理係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、行政経営課が受け入れる遺贈寄附金の収納及び保管に関すること。
- (3) 総務部総務管理局行政経営課総務事務管理室長及び主幹に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、給与の支出又は旅費の支出の集中処理業務に係る支出負担行為の確認に関すること。
- (4) 総務部総務管理局財産活用推進課財産管理グループ担当係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、財産活用推進課が実施する不動産の売払いの契約に係る入札保証金_____の収納及び保管に関すること。
- (5) 総務部総務管理局財産活用推進課施設管理グループ担当係長(財産活用推進課長が指定した者に限る。)に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、財産活用推進課が実施する庁舎の管理に関する業務委託契約に係る入札保証金の収納及び保管に関すること。
- (6) 総務部行財政推進局税務課直税係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課が指定納付受託者に納付させ、及び法第243条の2第1項の規定による歳入の収納の事務の委託を受けた者に払い込ませる地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する徴収金並びに同課が受け入れる森林環境税に係る徴収金の収納及び保管に関すること。
- (7) 総務部行財政推進局税務課税務調査グループ担当係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課がインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管に関すること。
- (8) 企画振興部政策企画局地域政策課地域づくり支援グループ担当係長(地域政策課長が指定した者に限る。)に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、地域政策課が受け入れるふるさと寄附金_____の収納及び保管に関すること。
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室企画グループ担当係長(少子化対策・男女参画室長が指定した者に限る。)に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、子育て支援課_____が受け入れる子ども子育て応援寄附金の収納及び保管に関すること。
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 総務部総務管理局総務管理課調整管理係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が受け入れる遺贈寄附金の収納及び保管に関すること。
- (3) 総務部総務管理局総務管理課財産管理グループ担当係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課_____が実施する不動産の売払いの契約に係る入札保証金及び同課が受け入れるふるさと寄附金の収納及び保管に関すること。
- (4) 総務部総務管理局総務管理課施設管理グループ担当係長(総務管理課長_____が指定した者に限る。)に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課_____が実施する庁舎の管理に関する業務委託契約に係る入札保証金の収納及び保管に関すること。
- (5) 総務部行財政改革局税務課直税係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課が指定納付受託者に納付させ、及び法第243条の2第1項の規定による歳入の収納の事務の委託を受けた者に払い込ませる地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する徴収金並びに同課が受け入れる森林環境税に係る徴収金の収納及び保管に関すること。
- (6) 総務部行財政改革局税務課税務調査グループ担当係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課がインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管に関すること。
- (7) 企画振興部政策企画局総合政策課政策企画グループ担当係長(総合政策課長_____が指定した者に限る。)に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総合政策課が受け入れる企業版ふるさと寄附金の収納及び保管に関すること。
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課企画グループ担当係長(男女参画・子育て支援課長_____が指定した者に限る。)に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、男女参画・子育て支援課が受け入れる子ども子育て応援寄附金の収納及び保管に関すること。
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略

<p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(賠償責任)</p> <p>第234条 法第243条の2の8第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 支出負担行為に関する確認 出納局の課長及び主幹、<u>総務部総務管理系行政経営課総務事務管理室長及び主幹並びに地方局の出納室主幹</u></p> <p>(3)・(4) 省略</p>	<p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(賠償責任)</p> <p>第234条 法第243条の2の8第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 支出負担行為に関する確認 出納局の課長及び主幹 _____ 並びに地方局の出納室主幹</p> <p>(3)・(4) 省略</p>
---	---

(愛媛県外部監査人の資格を証する書面閲覧規則の一部改正)

第4条 愛媛県外部監査人の資格を証する書面閲覧規則(平成11年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(閲覧場所)</p> <p>第4条 書面の閲覧場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 令第174条の49の33第2項の規定による閲覧 <u>愛媛県総務部総務管理系行政経営課</u></p>	<p>(閲覧場所)</p> <p>第4条 書面の閲覧場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 令第174条の49の33第2項の規定による閲覧 <u>愛媛県総務部行財政改革局行革分権課</u></p>

(愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

第5条 愛媛県男女共同参画推進条例施行規則(平成14年愛媛県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(推進委員の庶務)</p> <p>第10条 推進委員の庶務は、<u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室</u>において処理する。</p> <p>(参画会議の庶務)</p> <p>第16条 参画会議の庶務は、<u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室</u>において処理する。</p>	<p>(推進委員の庶務)</p> <p>第10条 推進委員の庶務は、<u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課</u>において処理する。</p> <p>(参画会議の庶務)</p> <p>第16条 参画会議の庶務は、<u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課</u>において処理する。</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則(令和3年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)~(26) 省略</p> <p>(27) 省略</p> <p>(28) 省略</p>	<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)~(26) 省略</p> <p>(27) <u>愛媛県庁舎管理規則(昭和34年愛媛県規則第36号)第2号様式</u></p> <p>(28) 省略</p> <p>(29) 省略</p>

(29) 省略
(30) 省略
(31) 省略
(32) 省略
(33) 省略
(34) 省略
(35) 省略
(36) 省略
(37) 省略
(38) 省略
(39) 省略
(40) 省略
(41) 省略
(42) 省略
(43) 省略
(44) 省略
(45) 省略
(46) 省略
(47) 省略
(48) 省略
(49) 省略
(50) 省略
(51) 省略
(52) 省略
(53) 省略
(54) 省略
(55) 省略
(56) 省略

(30) 省略
(31) 省略
(32) 省略
(33) 省略
(34) 省略
(35) 省略
(36) 省略
(37) 省略
(38) 省略
(39) 省略
(40) 省略
(41) 省略
(42) 省略
(43) 省略
(44) 省略
(45) 省略
(46) 省略
(47) 省略
(48) 省略
(49) 省略
(50) 省略
(51) 省略
(52) 省略
(53) 省略
(54) 省略
(55) 省略
(56) 省略
(57) 省略

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>第3条の3</u> 削除</p> <p><u>(少子化対策・女性活躍統括部長)</u></p> <p><u>第3条の7</u> <u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>は、知事の命を受け、<u>子育て支援政策、少子化対策及び女性活躍推進の統括に関する業務を行う。</u></p> <p>(局長)</p> <p><u>第4条</u> 省略</p> <p><u>2</u> <u>行財政推進局長、デジタル戦略局長、文化局長、観光交流局長、防災局長、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産業支援局長、農業振興局長、森林局長、水産局長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞれ行財政推進局、デジタル戦略局、文化局、観光交流局、防災局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</u></p> <p>(営業副本部長)</p> <p><u>第4条の2</u> <u>営業副本部長は、営業本部長</u> _____ <u>を補佐し、営業本部内の調整を行うとともに、上司の命を受け、県産品の流通・販売対策、企業立地、誘客促進等の営業に関する業務を行う。</u></p> <p>(課長等)</p> <p><u>第10条</u> 省略</p> <p><u>2</u> <u>建築審査専門監は、上司の命を受け、財産活用推進課の分掌事務に係る建築技術に関して、専門的な指導及び助言を行う。</u></p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> <u>文化振興推進監は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、文化振興事業の推進及び学芸員の人材育成、確保に関する業務を行う。</u></p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p>	<p><u>(営業統括部長)</u></p> <p><u>第3条の3</u> <u>営業統括部長は、知事の命を受け、営業本部の事務を統括するとともに、県産品の流通・販売対策、企業立地、誘客促進等の営業に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(福祉政策統括監)</u></p> <p><u>第3条の7</u> <u>福祉政策統括監</u> _____ <u>は、知事の命を受け、福祉政策及び</u> _____ <u>少子化対策</u> _____ <u>の統括に関する業務を行う。</u></p> <p>(局長)</p> <p><u>第4条</u> 省略</p> <p><u>2</u> <u>行財政改革局長、デジタル戦略局長、文化局長、観光交流局長、防災局長、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産業支援局長、農業振興局長、森林局長、水産局長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞれ行財政改革局、デジタル戦略局、文化局、観光交流局、防災局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</u></p> <p>(営業副本部長)</p> <p><u>第4条の2</u> <u>営業副本部長は、営業本部長及び営業統括部長を補佐し、営業本部内の調整を行うとともに、上司の命を受け、県産品の流通・販売対策、企業立地、誘客促進等の営業に関する業務を行う。</u></p> <p>(課長等)</p> <p><u>第10条</u> 省略</p> <p><u>2</u> 省略</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> <u>感染症対策調整監は、上司の命を受け、感染症対策に関する事務を調整し、整理するとともに、健康増進課に係る当該事務を掌理し、同課の当該事務を担当する職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>8</u> <u>少子化対策推進マネージャーは、上司の命を受け、少子化対策</u></p>

すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の服務に関する事務に係るこの表5の部5の項(2)及び6の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「営業本部長」とする。

3・4 省略

5 企画振興部政策企画局秘書課及び広報聴課に属する事務、企画振興部デジタル戦略局に属する事務、県民環境部防災局に属する事務並びに保健福祉部生きがい推進局子育て支援課に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、企画振興部政策企画局秘書課及び広報聴課に属する事務にあつては同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「秘書広報統括監」と、企画振興部デジタル戦略局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「デジタル変革担当部長」と、県民環境部防災局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「防災安全統括部長」と、保健福祉部生きがい推進局子育て支援課に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「少子化対策・女性活躍統括部長」とする。

(1)～(19) 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 主幹を置かない課に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」とする。

(1) 2の部12の項(2)及び15の項(2)

(2) 5の部3の項(2)及び15の項(2)

(3) 6の部2の項(2)

(4) 7の部3の項及び5の項(2)

(5) 13の部1の項(4)、3の項(2)、5の項(2)、(4)及び(6)から(9)まで並びに6の項

(6) 16の部4の項(1)ウ及び(2)エ

(7) 18の部1の項(3)イ

(8) 26の部1の項(3)イ

10 主幹を置かない室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「室長」とする。

(1) 2の部12の項(2)及び15の項(2)

(2) 5の部3の項(2)及び15の項(2)

(3) 6の部2の項(2)

(4) 7の部3の項

(5) 26の部1の項(3)イ

別表第2 (第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の服務に関する事務に係るこの表5の部5の項(2)及び6の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「営業統括部長」とする。

3・4 省略

5 企画振興部政策企画局秘書課及び広報聴課に属する事務、企画振興部デジタル戦略局に属する事務、県民環境部防災局に属する事務並びに保健福祉部生きがい推進局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、企画振興部政策企画局秘書課及び広報聴課に属する事務にあつては同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「秘書広報統括監」と、企画振興部デジタル戦略局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「デジタル変革担当部長」と、県民環境部防災局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「防災安全統括部長」と、保健福祉部生きがい推進局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「福祉政策統括監」とする。

(1)～(19) 省略

6 感染症対策調整監又は少子化対策推進マネージャーの担任事務に係るこの表2の部9の項、12の項(1)及び15の項(1)、8の部2の項(2)、3の項(2)及び4の項(2)、23の部1の項(2)並びに26の部1の項(3)アの規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、それぞれ「感染症対策調整監」又は「少子化対策推進マネージャー」とする。

7 省略

8 省略

9 省略

別表第2 (第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
行政経営課	1 行政改革の推進に関する事務	1 行政改革の推進に関すること。	○			
	2 公社等外郭団体の運営等に係る総合調整に関する事務	1 公社等外郭団体の運営等に係る総合調整に関すること。			○	
	3 パブリック・コメント制度に関する事務の総括に関する事務	1 パブリック・コメント制度の決定に関すること。	○			
		2 パブリック・コメント制度についての総合調整に関すること。			○	
		3 その他パブリック・コメント制度の実施に関すること。				○
	4 行政手続に関する事務の総括に関する事務	1 条例又は規則に基づく処分等に係る行政手続制度の決定に関すること。	○			
2 行政手続制度についての総合調整に関すること。				○		
3 その他行政手続制度の実施に関すること。					○	
5 内部統制の推進に関する事務	1 内部統制の対象事務の認定（地方自治法第150条第1項第2号）	○				
	2 内部統制の方針の策定及び体制の整備（地方自治法第150条第1項）	○				
	3 内部統制の方針及び体制に基づく取組の推進に関すること。					
	(1) 重要なもの		○			
	(2) 軽易なもの				○	
6 内部統制の評価に関する事務	1 内部統制の方針及び体制に関する報告書の作成（地方自治法第150条第4項）	○				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
総務管理課	1 市町村交付金に関する事務	1 県有固定資産に関する市町村交付金の基礎となる価格等の決定（国有資産等所在市町村交付金法）				○
	2 自動車の集中管理に関する事務	1 庁用自動車の使用計画に關すること（愛媛県庁用自動車集中管理要綱（昭和59年1月4日付け総務部長通知））。				○
	3 地方機関の庁舎の管理に関する事務	1 庁舎管理責任者の指定（愛媛県庁舎管理規則第3条第1項）				○
	4 庁内の電話及び電気の管理に関する事務	1 電話加入権の取得、廃止、譲渡及び譲受けの申請				○
		2 局線電話の移転、種類変更及び一時撤去並びに附属機械及び構内交換電話設備の設置変更等の申請				○
		3 自家用電気工作物の管理				○
		4 電力需給契約の締結				○
	5 庁中の取締り及び清掃に関する事務	1 県庁舎内における行為の許可（愛媛県庁舎管理規則第7条）				○
		2 県庁舎の防火管理者の指名				○
		3 県庁舎における遺失物の警察署への届出等				○
6 自衛隊法の施行に関する事務	1 自衛官及び自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所の告示（第97条、自衛隊法施行令（以下この部において「政令」という。）第114条、第117条、第118条）				○	
	2 自衛官及び自衛官候補生の募集に係る広報宣伝（第97条、政令第119条）				○	

7 行政 管理に 関する 事務	1 事務事業の改善に関するこ と。				
	(1) 重要なもの		<input type="radio"/>		
	(2) 軽易なもの				<input type="radio"/>
8 工事 等の入 札及び 契約の 制度に 関する 事務	1 制度の決定及び変更に関す ること。		<input type="radio"/>		
9 建設 工事の 請負者 等の選 定に関 する事 務	1 建設工事請負業者等の等級 別格付けに関すること（愛媛 県建設工事請負業者選定要領 第3条、愛媛県建設工事共同 企業体事務取扱要綱第12条第 1項）。		<input type="radio"/>		
	2 建設工事の請負契約に係る 請負者の選定に関すること。				
	(1) 1件の設計金額が5億円 以上のもの	<input type="radio"/>			
	(2) 1件の設計金額が5,000 万円以上5億円未満のもの		<input type="radio"/>		
	(3) 1件の設計金額が1,000 万円以上5,000万円未満の もの				<input type="radio"/>
	3 建設工事に関する調査、測 量及び設計の委託に係る委託 者の選定に関すること。				
	(1) 1件の設計金額が1億円 以上のもの	<input type="radio"/>			
	(2) 1件の設計金額が3,000 万円以上1億円未満のもの		<input type="radio"/>		
(3) 1件の設計金額が1,000 万円以上3,000万円未満の もの				<input type="radio"/>	
10 工事 等の入 札の監 視に関 する事 務	1 請負者等の選定状況の調査 に関すること。				<input type="radio"/>
	2 入札の執行状況の調査に関 すること。				<input type="radio"/>
11 自衛 隊法の 施行に 関する 事務	1 自衛官及び自衛官候補生の 募集期間並びに採用試験の期 日及び場所の告示（第97条、 自衛隊法施行令（以下この部 において「政令」という。） 第114条、第117条、第118 条）				<input type="radio"/>

	2 自衛官及び自衛官候補生の募集に係る広報宣伝（第97条、政令第119条）				○
--	---------------------------------------	--	--	--	---

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
総務事務管理室	1 総務系事務改革の推進に関する事務	1 総務系事務改革の推進に關すること。				
		(1) 特に重要なもの	○			
		(2) 重要なもの		○		
	2 手当及び決する事務（他の主管に属するものを除く。）	1 扶養手当の認定に關すること。			○	
		2 児童手当の認定に關すること。			○	
		3 通勤手当及び住居手当の決定に關すること。			○	
		4 単身赴任手当の決定に關すること。			○	
	3 給与の支給の集中処理に關する事務	1 給与の支給の集中処理業務に關すること。			○	
	4 旅費の支出の集中処理に關する事務	1 旅費の支出の集中処理業務に關すること。			○	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
財産活用推進	1 市町村交付金に關する事務	1 県有固定資産に關する市町村交付金の基礎となる価格等の決定（国有資産等所在市町村交付金法）			○	

進 課	2 庁内 の電話 及び電 気の管 理に関 する事 務	1 自家用電気工作物の管理				○
		2 電力需給契約の締結				○
	3 自動 車の集 中管理 に關す る事務	1 庁用自動車の使用計画に關 すること（愛媛県庁用自動車 集中管理要綱（昭和59年1月 4日付け総務部長通知））。				○

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
市 町 振 興 課	1 地方 自治法 の施行 に關す る事務	1 許認可等に関すること。					
		(1) 中核市の指定に係る同意 の施行（第252条の24第2項）	○				
		(2) 一部事務組合の設立の許 可（第284条第2項）	○				
		(3) 広域連合の設立の許可 （第284条第3項、第285条 の2第2項）	○				
		(4) 一部事務組合の規約等 の変更の許可（第286条第1 項）			○		
		(5) 広域連合の規約等の変更 の許可（第291条の3第1 項、第5項）			○		
		(6) 広域連合の解散の許可 （第291条の10第1項、第 3項）	○				
		(7) 市町の財務に係る実地検 査（第252条の17の6第2 項）			○		
		2 決定、裁定及び審決に關 すること。					
		(1) 市町の廃置分合及び境界 変更の決定（第7条第1 項、第2項）	○				
		(2) 町を市とする処分等の決 定（第8条第3項）	○				
		(3) 市町の境界の決定（第9 条第1項から第3項まで、 第5項、第9項から第11項 まで、第9条の2第1項、 第2項、第5項、第9条の 3第1項から第3項まで、 第6項）	○				

(4) 郡の廃置分合及び境界 変更の決定（第259条第1 項、第3項）	<input type="radio"/>			
(5) 再議の決定に関する審査 の申立てに対する裁定（第 176条第5項）	<input type="radio"/>			
(6) 違法な権利侵害に関する 審決請求に対する審決（第 255条の4）	<input type="radio"/>			
(7) 財産区の紛争に対する裁 定（第296条の6第2項）	<input type="radio"/>			
3 勧告、命令、選任等に関す ること。				
(1) 協議会設置等の勧告（第 252条の2の2第4項、第 252条の7第3項、第252条 の14第3項、第252条の16 の2第3項）	<input type="radio"/>			
(2) 市町長の臨時代理者の選 任（第252条の17の8第1 項）	<input type="radio"/>			
(3) 臨時選挙管理委員の選任 （第252条の17の9）	<input type="radio"/>			
(4) 財産区の議会又は総会の 設置条例の制定改廃の提案 （第295条）	<input type="radio"/>			
(5) 財産区の事務処理の監査 等（第296条の6第1項）		<input type="radio"/>		
(6) 市町の適正規模の勧告 （第8条の2第1項、第2 項、第4項）	<input type="radio"/>			
(7) 一部事務組合又は広域連 合の設立の勧告（第285条 の2第1項）	<input type="radio"/>			
4 公平委員会の事務の受託 に関すること（第252条の 14）。			<input type="radio"/>	
5 地方自治法施行令（以下こ の部において「政令」とい う。）に関すること。				
(1) 市町の廃置分合及び境界 変更に伴う事務の承継市町 の決定等（政令第5条第1 項、第6条）			<input type="radio"/>	
(2) 事務引継ぎを期間内に完 了しない場合の過料の決定 （政令第131条、第140条、 第141条）	<input type="radio"/>			

	6 市町に対する助言に関する こと。			○	
2 市町 村の合 併の特 例に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 合併協議会設置の請求があ つた場合の報告等の受理及び 通知（第4条第2項、第4 項、第8項から第10項まで、 第13項、第16項、第20項、 第5条第3項、第4項、第8 項、第9項、第11項、第12 項、第17項、第18項、第23 項、第24項、市町村の合併の 特例に関する法律施行令（以 下この部において「政令」と いう。）第24条、第33条）			○	
	2 合併協議会設置の請求が同 一の内容であることの確認 （第5条第2項、政令第26条 第2項、第3項）			○	
	3 合併特例区の設置の認可 （第28条第1項）	○			
	4 合併特例区の規約の変更の 認可（第32条第4項）			○	
	5 合併特例区の規約の変更の 届出の受理（第32条第5項）			○	
	6 同一請求代表者が選挙人名 簿に登録された者であるかど うかの確認の報告の受理及び 通知（政令第27条第2項、第 3項）			○	
	7 同一請求代表者証明書の交 付等の報告の受理（政令第27 条第4項）			○	
	8 従前の選挙区による場合又 は一選挙区を設けた場合にお ける合併市町の人口の告示 （政令第39条）			○	
3 住民 基本台 帳法の 施行に 関する 事務	1 住民基本台帳の脱漏等に関 する市町長への通報（第12条 の5）			○	
	2 本人確認情報の安全確保措 置（第30条の24第1項）			○	
	3 提供を受けた本人確認情報 の安全確保措置（第30条の28 第1項）			○	
	4 自己の本人確認情報の開示 等（第30条の32第2項、第30 条の33第2項）				○
	5 自己の本人確認情報の訂 正、追加又は削除の申出の処 理（第30条の35）				○

	6	住民票コードの利用制限に関すること。				
	(1)	中止勧告及び必要な措置の勧告（第30条の38第4項）	○			
	(2)	命令（第30条の38第5項）	○			
	(3)	報告の徴収及び立入検査（第30条の39第1項）	○			
	7	関係市町長の意見が異なる場合の決定（第33条）	○			
	8	市町長に対する資料の要求（第37条）			○	
	9	国に対する資料の提供（第37条第2項）		○		
4 地方 財政法 の施行 に関する事務	1	市町債（市町を構成員とする一部事務組合に係るものを含む。以下この部において同じ。）の総務大臣への事前協議及び配分（地方財政法施行令（以下この部において「政令」という。）第2条第3項、第21条第3項）	○			
	2	総務大臣への報告（政令第17条第3項）	○			
	3	起債許可団体の指定に係る意見の具申（政令第24条第2項第2号）			○	
	4	市町債の同意予定額又は許可予定額の通知			○	
	5	その他市町債に関すること。				
	(1)	重要なもの			○	
	(2)	軽易なもの			○	
5 地方 交付税 法の施 行に関 する事 務	1	市町の提出する交付税の算定に関する資料の審査及び総務大臣への送付（第5条）			○	
	2	市町に係る地方交付税の配分等で特に重要な事項	○			
	3	市町に係る交付税の額の算定及び交付（第17条）	○			
	4	市町に係る交付税の額の算定に用いた資料に関する検査及び総務大臣への報告（第17条の3）			○	
	5	市町の交付税の額の算定方法に関する総務大臣への意見の申出の経由（第17条の4）			○	

	6	市町の総務大臣への審査の申立て及び総務大臣の審査結果の市町への通知の経由（第18条）				○
	7	市町の総務大臣への異議の申出及び総務大臣の決定の市町への通知の経由（第19条（第20条の2第4項において準用する場合を含む。））				○
6 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に関する事務	1	市町に係る健全化判断比率及び資金不足比率の総務大臣への報告及び公表（第3条第3項、第4項、第22条第3項）				○
	2	市町に係る財政健全化計画及び経営健全化計画の総務大臣への報告及び公表（第5条第2項から第4項まで、第24条）				○
	3	市町に係る財政健全化計画及び経営健全化計画の実施状況等の総務大臣への報告及び公表（第6条第1項、第2項、第24条、第27条第1項、第2項、第6項）				○
	4	財政健全化団体及び経営健全化団体の長に対する勧告等（第7条第1項、第3項、第24条）	○			
	5	市町に係る財政再生計画等の総務大臣への報告等（第9条第2項、第3項、第10条第1項、第18条第1項、第27条第4項、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第24条第1項）		○		
	6	市町に係る財政再生計画の軽微な変更への同意及び総務大臣への報告（第10条第6項、政令第22条）			○	
7 交通安全対策特別交付金等に関する政令の施行に関する事務	1	市町に係る交通安全対策特別交付金の額の算定に用いる資料の提出（第6条）				○

<p>8 地方 公営企 業法の 施行に 関する 事務</p>	<p>1 市町に係る地方公営企業の 指導（第41条）</p>	<p>○</p>		
<p>9 辺地 に係る 公共的 施設の 総合整 備のた めの財 政上の 特別措 置等に 関する 法律の 施行に 関する 事務</p>	<p>1 市町が定める総合整備計画 の事前協議及び総務大臣への 提出（第3条）</p>	<p>○</p>		
<p>10 公有 地の拡 大の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務</p>	<p>1 市町に係る土地開発公社の 設立の認可（第10条第2項）</p>	<p>○</p>		
<p></p>	<p>2 市町に係る土地開発公社の 定款変更及び解散の認可（第 14条第2項、第22条第1項）</p>	<p>○</p>		
<p></p>	<p>3 市町に係る土地開発公社に 対する報告の徴収及び立入検 査（第19条第2項）</p>	<p>○</p>		
<p></p>	<p>4 市町に係る土地開発公社に 対する措置命令（第19条第5 項）</p>	<p>○</p>		
<p>11 地方 税法の 施行に 関する 事務</p>	<p>1 課税権の帰属又は承認等に ついて市町長の意見が異なる 場合の措置（第8条）</p>	<p>○</p>		
<p></p>	<p>2 法人税額の分割の基準とな る従業者数の修正等の決定通 知に対し関係市町長に不服が ある場合の措置（第321条の 15）</p>	<p>○</p>		
<p></p>	<p>3 固定資産の評価等に関する こと。</p>			
<p></p>	<p>(1) 固定資産評価基準に関す ること（第388条第1項、 固定資産の評価の基準並び に評価の実施の方法及び手 続を定める件（昭和38年12 月自治省告示第158号））</p>			

		ア 提示平均価額の算定			○	
		イ 基準地の適正な時価についての検討及び所要の調整			○	
		ウ ア及びイ以外のもの			○	
		(2) 知事が評価する固定資産の価格等の決定、配分及び通知（第389条第1項、第393条）			○	
		(3) 知事が評価する固定資産の価格等の配分に係る調整の申出があつた場合の措置、当該固定資産の配分価格等の調整並びに当該価格等の決定又は配分についての審査請求に対する裁決を行つた場合の措置（第389条第4項、第5項、第399条）			○	
		(4) 固定資産の価格の修正登録の勧告（第419条）			○	
		(5) 固定資産の価格の修正に関する総務大臣の指示があつた場合の措置（第422条の2）			○	
		(6) 固定資産の評価に係る市町長に対する援助（第401条）			○	
		(7) 固定資産の価格等の概要調書の作成及び送付（第422条）			○	
		4 市町税に関する統計及び報告			○	
12	国有資産等所在市町村交付金法の施行に関する事務	1 市町の廃置分合等があつた場合の国有資産等所在市町村交付金の交付を求める権利の承継につき関係市町長の意見が異なる場合の措置（国有資産等所在市町村交付金法施行令第4条）			○	
13	国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 土地、建物又は工作物に係る価格の総務大臣に対する報告（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第6条）			○	

に関する法律の施行	2	市町村助成交付金の額等の市町長に対する通知（政令第7条）				○
	3	市町村助成交付金の算定に違法又は錯誤があつた場合の措置（政令第8条）				○
14 航空機燃料譲与税法の施行に関する事務	1	市町長が提出する譲与税額の算定に用いる資料の総務大臣への進達（第5条）				○
15 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の施行に関する事務	1	地方特例交付金の算定及び交付（第7条）				○
	2	地方特例交付金の額の算定に用いる資料の審査及び総務大臣への送付（第8条第2項）				○
16 地方公務員等共済組合法の施行に関する事務	1	業務及び財産の状況の監査（地方公務員等共済組合法施行令第67条第1項）				○
	2	組合に対する承認（地方公務員等共済組合法施行規程第166条第1項）				○
17 市町との情報連絡に関する事務	1	市町との情報の連絡調整				○

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
			部長	局長	課長	主幹	
私学文書課	1～11 省略						
	12 特定 不法行為等に	1 指定宗教法人の指定に係る宗教法人審議会の意見の聴取（第7条第2項）	○				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
			部長	局長	課長	主幹	
私学文書課	1～11 省略						

係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため	2 特別指定宗教法人に関する こと				
	(1) 指定に係る宗教法人審議会 の意見の聴取（第7条第2項、 第12条第5項）	○			
の日本の司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律の施行に関する事務	(2) 財産目録等の写しの閲覧 （第13条第1項）			○	

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
市町振興課	1 地方自治法の施行に関する事務	1 許認可等に関すること。					
		(1) 中核市の指定に係る同意 （第252条の24第2項）	○				
		(2) 一部事務組合の規約等の変更の許可（第286条第1項）		○			
		(3) 広域連合の規約等の変更の許可（第291条の3第1項、第5項）		○			
		(4) 市町の財務に係る実地検査（第252条の17の6第2項）		○			
	2 決定、裁定及び審決に関すること。	(1) 市町の廃置分合及び境界変更の決定（第7条第1項、第2項）	○				
		(2) 町を市とする処分等の決定（第8条第3項）	○				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
行政改革分権課	1 行政改革の推進に関する事務	1 行政改革の推進に関すること。	○			
		2 地方分権の推進に関する事務	○			
	3 公社等外郭団体の運営等に関する事務	1 公社等外郭団体の運営等に係る総合調整に関すること。			○	

(3) 市町の境界の決定（第9条第1項から第3項まで、第5項、第9項から第11項まで、第9条の2第1項、第2項、第5項、第9条の3第1項から第3項まで、第6項）	○			
(4) 郡の廃置分合及び境界変更の決定（第259条第1項、第3項）	○			
(5) 再議の決定に関する審査の申立てに対する裁定（第176条第5項）	○			
(6) 違法な権利侵害に関する審決請求に対する審決（第255条の4）	○			
(7) 財産区の紛争に対する裁定（第296条の6第2項）	○			
3 勧告、命令、選任等に関すること。				
(1) 協議会設置等の勧告（第252条の2の2第4項、第252条の7第3項、第252条の14第3項、第252条の16の2第3項）	○			
(2) 市町長の臨時代理者の選任（第252条の17の8第1項）	○			
(3) 臨時選挙管理委員の選任（第252条の17の9）	○			
(4) 財産区の議会又は総会の設置条例の制定改廃の提案（第295条）	○			
(5) 財産区の事務処理の監査等（第296条の6第1項）		○		
(6) 市町の適正規模の勧告（第8条の2第1項、第2項、第4項）	○			
(7) 一部事務組合又は広域連合の設立の勧告（第285条の2第1項）	○			
4 公平委員会の事務の受託に関すること（第252条の14）。			○	
5 地方自治法施行令（以下この部において「政令」という。）に関すること。				
(1) 市町の廃置分合及び境界変更に伴う事務の承継市町の決定等（政令第5条第1項、第6条）				○

4 パブリック・コメント制度に関する事務の総括に関する事務	1 パブリック・コメント制度の決定に関すること。	○		
	2 パブリック・コメント制度についての総合調整に関すること。			○
	3 その他パブリック・コメント制度の実施に関すること。			○
5 行政手続に関する事務の総括に関する事務	1 条例又は規則に基づく処分等に係る行政手続制度の決定に関すること。	○		
	2 行政手続制度についての総合調整に関すること。			○
	3 その他行政手続制度の実施に関すること。			○
6 知事会に関する事務	1 全国知事会に関すること。	○		
	2 四国知事会に関すること。	○		
	3 四国4県連携の推進に関すること。	○		
7 広域自治体の在り方に関する事務	1 広域自治体の在り方に関すること。	○		
8 内部統制の推進に関する事務	1 内部統制の対象事務の認定（地方自治法第150条第1項第2号）	○		
	2 内部統制の方針の策定及び体制の整備（地方自治法第150条第1項）	○		
	3 内部統制の方針及び体制に基づく取組の推進に関すること。			
	(1) 重要なもの		○	
	(2) 軽易なもの			○
9 内部統制の評価に関する事務	1 内部統制の方針及び体制に関する報告書の作成（地方自治法第150条第4項）	○		
10 行政管理に関する事務	1 事務事業の改善に関すること。			
	(1) 重要なもの		○	
	(2) 軽易なもの			○

	(2) 事務引継ぎを期間内に完了しない場合の過料の決定 (政令第131条、第140条、第141条)	○			
2 市町村の合併の特例に関する法律の施行に関する事務	1 合併協議会設置の請求が同一の内容であることの確認 (第5条第2項、市町村の合併の特例に関する法律施行令(以下この部において「政令」という。)第26条第2項、第3項)		○		
	2 合併特例区の規約の変更の認可(第32条第4項)		○		
	3 従前の選挙区による場合又は一選挙区を設けた場合における合併市町の人口の告示 (政令第39条)		○		
3 住民基本台帳法の施行に関する事務	1 本人確認情報の安全確保措置(第30条の24第1項)		○		
	2 提供を受けた本人確認情報の安全確保措置(第30条の28第1項)		○		
	3 自己の本人確認情報の開示等(第30条の32第2項、第30条の33第2項)				○
	4 自己の本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出の処理(第30条の35)				○
	5 住民票コードの利用制限に関すること。				
	(1) 中止勧告及び必要な措置の勧告(第30条の38第4項)	○			
	(2) 命令(第30条の38第5項)	○			
	6 関係市町長の意見が異なる場合の決定(第33条)	○			
	7 市町長に対する資料の要求(第37条)			○	
	8 国に対する資料の提供(第37条第2項)		○		
4 市町村への権限移譲に関する事務	1 市町村への権限移譲に関すること。	○			
5 地方財政法の施行に関する事務	1 市町債(市町を構成員とする一部事務組合に係るものを含む。以下この部において同じ。)の総務大臣への事前協議及び配分(地方財政法施行令(以下この部において「政令」という。)第2条第3項、第21条第3項)	○			

11 工事等の入札及び契約の制度に関する事務	1 制度の決定及び変更に関すること。		○		
12 建設工事の請負者等の選定に関する事務	1 建設工事請負業者等の等級別格付けに関すること(愛媛県建設工事請負業者選定要領第3条、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱第12条第1項)。		○		
	2 建設工事の請負契約に係る請負者の選定に関すること。				
	(1) 1件の設計金額が5億円以上のもの	○			
	(2) 1件の設計金額が5,000万円以上5億円未満のもの		○		
	(3) 1件の設計金額が1,000万円以上5,000万円未満のもの				○
	3 建設工事に関する調査、測量及び設計の委託に係る受託者の選定に関すること。				
	(1) 1件の設計金額が1億円以上のもの	○			
	(2) 1件の設計金額が3,000万円以上1億円未満のもの		○		
	(3) 1件の設計金額が1,000万円以上3,000万円未満のもの				○
13 工事等の入札の監視に関する事務	1 請負者等の選定状況の調査に関すること。				○
	2 入札の執行状況の調査に関すること。				○

	2 起債許可団体の指定に係る意見の具申（政令第24条第2項第2号）				○
	3 その他市町債に関すること。				
	(1) 重要なもの				○
	(2) 軽易なもの				○
6 地方 交付税 法の施 行に関 する事 務	1 市町の提出する交付税の算定に関する資料の審査及び総務大臣への送付（第5条）				○
	2 市町に係る地方交付税の配分等で特に重要な事項	○			
	3 市町に係る交付税の額の算定及び交付（第17条）		○		
	4 市町に係る交付税の額の算定に用いた資料に関する検査及び総務大臣への報告（第17条の3）				○
7 地方 公共団 体の財 政の健 全化に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 財政健全化団体及び経営健全化団体の長に対する勧告等（第7条第1項、第3項、第24条）	○			
	2 市町に係る財政再生計画の総務大臣への協議（第10条第1項、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第24条第1項）		○		
	3 市町に係る財政再生計画の軽微な変更への同意及び総務大臣への報告（第10条第6項）			○	
8 辺地 に係る 公共的 施設の 総合整 備のた めの財 政上の 特別措 置等に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 市町が定める総合整備計画の事前協議及び総務大臣への提出（第3条）				○

9 公有 地の披 大の推 進に する法 律の施 行に する事 務	1 市町に係る土地開発公社の 定款変更及び解散の認可（第 14条第2項、第22条第1項）			○	
	2 市町に係る土地開発公社に 対する報告の徴収及び立入検 査（第19条第2項）			○	
10 地方 税法の 施行に 関する 事務	1 課税権の帰属又は承認等に ついて市町長の意見が異なる 場合の措置（第8条）			○	
	2 法人税額の分割の基準とな る従業者数の修正等の決定通 知に対し関係市町長に不服が ある場合の措置（第321条の 15）			○	
	3 固定資産の評価等に関する こと。				
	(1) 固定資産評価基準に関す ること（第388条第1項、 固定資産の評価の基準並び に評価の実施の方法及び手 続を定める件（昭和38年12 月自治省告示第158号））				
	ア 提示平均価額の算定			○	
	イ 基準地の適正な時価に ついての検討及び所要の 調整			○	
	ウ ア及びイ以外のもの			○	
	(2) 知事が評価する固定資産 の価格等の決定、配分及び 通知（第389条第1項、第 393条）			○	
	(3) 知事が評価する固定資産 の価格等の配分に係る調整 の申出があつた場合の措 置、当該固定資産の配分価 格等の調整並びに当該価格 等の決定又は配分につい ての審査請求に対する裁決を 行つた場合の措置（第389 条第4項、第5項、第399 条）			○	
	(4) 固定資産の価格の修正に 関する総務大臣の指示があ つた場合の措置（第422条 の2）			○	
(5) 固定資産の評価に係る市 町長に対する援助（第401 条）			○		

	(6) 固定資産の価格等の概要 調書の作成及び送付（第 422条）			○
	4 市町税に関する統計及び報 告			○
11 国有 資産等 所在市 町村交 付金法 の施行 に關す る事務	1 市町の廃置分合等があつた 場合の国有資産等所在市町村 交付金の交付を求める権利の 承継につき関係市町長の意見 が異なる場合の措置（国有資 産等所在市町村交付金法施行 令第4条）	○		
12 国有 提供施 設等所 在市町 村助成 交付金 に關す る法律 の施行 に關す る事務	1 市町村助成交付金の算定に 違法又は錯誤があつた場合の 措置（政令第8条）			○
13 地方 特例交 付金等 の地方 財政の 特別措 置に關 する法 律の施 行に關 する事 務	1 地方特例交付金の算定及び 交付（第6条）			○
	2 地方特例交付金の額の算定 に用いる資料の審査及び総務 大臣への送付（第7条第2 項）			○
14 地方 公務員 等共済 組合法 の施行 に關す る事務	1 業務及び財産の状況の監査 （地方公務員等共済組合法施 行令第67条第1項）		○	
	2 組合に対する承認（地方公 務員等共済組合法施行規程第 15条ただし書、第16条ただし 書、第48条第1項第8号、第 58条第3項）		○	
15 市町 との情 報連絡 に關す る事務	1 市町との情報の連絡調整		○	

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
総合政策課	1～9 省略				
	10 地方分権の推進に関する事務	1 地方分権の推進に関すること。	○		
	11 知事会に関する事務	1 全国知事会に関すること。	○		
		2 四国知事会に関すること。	○		
3 四国4県連携の推進に関すること。		○			
12 広域自治体の在り方に関する事務	1 広域自治体の在り方に関すること。	○			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
地域政策課	1～10 省略				
	11 ふるさと愛媛応援寄附金に関する事務	1 寄附の受入れの決定に関すること。（ふるさと寄附金に係るものに限る。）			○

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
総合政策課	1～9 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
地域政策課	1～10 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			専決者			
			知事	デジタル変革担当部長	局長	課長主幹
スマート行政推進課	1～7 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			専決者			
			知事	デジタル変革担当部長	局長	課長主幹
スマート行政推進課	8 汎用コンピュータに関する事務	1 汎用コンピュータの機種決定	<input type="radio"/>			
		2 汎用コンピュータシステムの管理及び運用			<input type="radio"/>	
		3 汎用コンピュータシステムの利用の推進	<input type="radio"/>			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			専決者			
			知事	デジタル変革担当部長	局長	室長
総務事務改革室	1 総務系事務改革の推進に関する事務	1 総務系事務改革の推進に関すること。				
		(1) 特に重要なもの	<input type="radio"/>			
		(2) 重要なもの		<input type="radio"/>		
		(3) 軽易なもの				<input type="radio"/>

2 手当の認定及び決定に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1 扶養手当の認定に関すること。				○
	2 児童手当の認定に関すること。				○
	3 通勤手当及び住居手当の決定に関すること。				○
	4 単身赴任手当の決定に関すること。				○

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する観光スポーツ文化部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
地域スポーツ課	1～6 省略					

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する観光スポーツ文化部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
地域スポーツ課	1～6 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
スポーツマスターズ大会推進室	1 日本スポーツマスターズ2025愛媛大会に関する事務	1 日本スポーツマスターズ2025愛媛大会の開催準備に関すること。				
		(1) 特に重要なもの	○			
		(2) 重要なもの		○		
		(3) 軽易なもの				○

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
県民生活課	1～5 省略						
	6 特定 商取引 に関する法律 の施行 に関する事務	1・2 省略					
	3 報告の徴収及び立入検査 (第66条第1項から第4項まで、 <u>第6項</u>)			○			
	4 主務大臣への報告(特定商取引に関する法律施行令第42条第7項)			○			
7～22 省略							

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
県民生活課	1～5 省略						
	6 特定 商取引 に関する法律 の施行 に関する事務	1・2 省略					
	3 報告の徴収及び立入検査 (第66条第1項から第3項まで、 <u>第5項</u>)			○			
	4 主務大臣への報告(特定商取引に関する法律施行令第19条第7項)			○			
7～22 省略							

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
環境・ゼロカーボン推進課	1～12 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
環境・ゼロカーボン推進課	1～12 省略						
	13 水道法の施行に関する事務	1 水道事業の認可(第6条第1項、第46条第1項、水道法施行令(以下この部において「政令」という。)第14条第1項)			○		
	2 水道事業の変更の認可(第10条第1項、第46条第1項、政令第14条第1項)			○			
	3 水道事業の変更の届出の受理(第10条第3項、第46条第1項、政令第14条第1項)				○		
	4 水道事業の休止及び廃止の許可(第11条第1項、第46条第1項、政令第14条第1項)			○			
	5 水道事業の休止及び廃止の届出の受理(第11条第2項、第46条第1項、政令第14条第1項)					○	
	6 水道事業の供給条件の変更の認可(第14条第6項、第46条第1項、政令第14条第1項)				○		
7 水道用水供給事業の認可(第26条、第46条第1項、政令第14条第2項)					○		

13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	水質汚濁防止法の施行に関する	1	排出水の排出の規制に関すること。		
		(1)	省略		

8	水道用水供給事業の変更の認可（第30条第1項、第46条第1項、政令第14条第2項）				○
9	水道用水供給事業の変更の届出の受理（第30条第3項、第46条第1項、政令第14条第2項）				○
10	水道用水供給事業の休止及び廃止の許可（第11条第1項、第31条、第46条第1項、政令第14条第2項）				○
11	水道用水供給事業の休止及び廃止の届出の受理（第11条第2項、第31条、第46条第1項、政令第14条第2項）				○
12	水道事業の認可の取消し（第35条、第46条第1項、政令第14条第1項）				○
13	報告の徴収及び立入検査（第39条第1項、第46条第1項、政令第14条第1項）				○
14	生活環境施設整備に係る総合企画に関する事務	1	生活環境施設整備に関する基本計画の策定		○
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	水質汚濁防止法の施行に関する	1	排出水の排出の規制に関すること。		
		(1)	排水基準の設定に係る通知（第3条第5項）		○
		(2)	省略		

事務

(2) 総量削減基本方針の策定及び変更に係る意見の具申 (第4条の2第4項_____)	○				
(3) 総量削減計画の策定及び変更(第4条の3第1項、第3項、第6項_____)	○				
(4) 総量削減計画の公表(第4条の3第5項、第6項_____)		○			
(5) 総量削減計画の策定及び変更に係る市町長の意見の聴取(第4条の3第3項、第6項_____)		○			
(6) 総量規制基準の設定(第4条の5第1項、第2項、第4項_____)	○				
(7) 排水の期間の設定(水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第2号)		○			
2 生活排水対策に関すること。					
(1) 省略					
(2) 省略					
3 水質汚濁の防止等に関すること。					
(1) 省略					
(2) 省略					
(3) 省略					
(4) 省略					

事務

(3) 総量削減基本方針の策定及び変更に係る意見の具申 (第4条の2第4項、瀬戸内海環境保全特別措置法(以下この項において「特別措置法」という。)第12条の3第2項)	○				
(4) 総量削減計画の策定及び変更(第4条の3第1項、第3項、第6項、特別措置法第12条の3第2項)	○				
(5) 総量削減計画の公表(第4条の3第5項、第6項、特別措置法第12条の3第2項)		○			
(6) 総量削減計画の策定及び変更に係る市町長の意見の聴取(第4条の3第3項、第6項、特別措置法第12条の3第2項)		○			
(7) 総量規制基準の設定(第4条の5第1項、第2項、第4項、特別措置法第12条の3第2項)	○				
(8) 排水の期間の設定(水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第2号)		○			
2 生活排水対策に関すること。					
(1) 生活排水対策重点地域の指定及び変更(第14条の8第1項、第4項、第5項)	○				
(2) 省略					
(3) 生活排水対策重点地域の指定及び変更に係る通知(第14条の8第3項、第5項)			○		
(4) 省略					
3 水質汚濁の防止等に関すること。					
(1) 環境大臣への常時監視結果の報告(第15条第2項)				○	
(2) 省略					
(3) 省略					
(4) 省略					
(5) 省略					

	(5) 省略								
24 瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関する事務	1 基本計画の決定及び変更に係る意見の具申（第3条第3項）	○							
	2 県計画の策定及び変更（第4条第1項、第3項、第6項）	○							
	3 県計画の策定及び変更に係る協議会の意見の聴取（第4条第2項、第6項）		○						
	4 県計画の公表（第4条第5項、第6項）			○					
	5 指定物質削減指導方針の策定及び変更（第12条の3第3項）	○							
	6 指定物質削減指導方針の公表（第12条の3第4項）			○					
	7 栄養塩類管理計画の策定及び変更（第12条の6第1項、第7項、第12条の7第3項）	○							
	8 栄養塩類管理計画の策定及び変更に係る関係府県の知事及び市町長の意見の聴取（第12条の6第7項、第12条の7第3項）			○					
	9 栄養塩類管理計画の公告等（第12条の6第9項、第12条の7第3項）			○					
25 省略									
26 省略									
27 省略									
28 省略									
29 省略									

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長主幹
医療対策課	1 医療法の施行に関する事務	1 報告内容の確認に係る情報提供の要求（第6条の3第4項）				○

	(6) 特定事業場設置者等に対する報告の徴収及び立入検査（第22条第1項）								○	
	(7) 省略									
26 瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関する事務	1 基本計画の決定及び変更に係る意見の具申（第3条第2項）	○								
	2 県計画の策定及び変更（第4条第1項、第2項、第5項）	○								
	3 県計画の公表（第4条第4項）				○					
	4 指定物質削減指導方針の策定及び変更（第12条の4第3項）	○								
	5 指定物質削減指導方針の公表（第12条の4第4項）				○					
	27 省略									
	28 省略									
	29 省略									
	30 省略									
31 省略										

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長主幹
医療対策課	1 医療法の施行に関する事務	1 地域医療支援病院の名称の承認（第4条第1項、第2項）				○
		2 医療に関する情報に関すること。				

8 省略				
9 省略				
10 省略				
11 省略				
12 厚生労働大臣への医療法人の活動の状況等の情報提供 (第69条の2第4項)				○

24 実施計画の認定(第42条の2第2項、第42条の3第1項、第3項)				○
25 医療法人の設立の認可(第44条第1項、第45条第2項)				○
26 省略				
27 医療法人の理事の数の認可(第46条の5第1項)				○
28 管理者の一部を医療法人の理事に加えないことの認可(第46条の5第6項)				○
29 省略				
30 医療法人の理事長の選出の認可(第46条の6第1項)				○
31 省略				
32 医療法人等の定款又は寄附行為の変更の認可(第54条の9第3項、第70条の18)				○
33 医療法人等の解散の認可(第55条第6項、第7項、第70条の15)				○
34 医療法人等の解散等についての裁判所への意見の陳述(第56条の12第4項、第70条の15)				○
35 医療法人の合併の認可(第55条第7項、第58条の2第4項、第5項、第59条の2)				○
36 医療法人の分割の認可(第55条第7項、第60条の3第4項、第5項、第61条の3)				○
37 医療法人等に対する報告の徴収及び立入調査(第63条第1項、第70条の20)				○
38 医療法人等に対する必要な措置及び業務の停止の命令並びに役員解任の勧告(第64条、第70条の20)				○
39 社会医療法人の認定の取消し及び収益業務の停止の命令(第64条の2)				○
40 医療法人の設立の認可の取消し(第65条、第66条)				○
41 省略				
42 医療連携推進認定(第70条第1項、第70条の3第2項、第70条の6、医療法施行令(以下この部において「政令」という。)第5条の15の4第1項)				○

	13 省略					
	14 省略					
2～23 省略						

	43 省略					
	44 医療連携推進業務の実施に支障のないことの確認（第70条の8第3項、第5項）					○
	45 地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可（第70条の19）					○
	46 医療連携推進認定の取消し（第70条の21第1項から第4項まで、第6項、政令第5条の15の4第3項）				○	
	47 実施計画の変更の認定（政令第5条の5の4第1項）					○
	48 実施計画の認定の取消し（第64条の2第2項、政令第5条の5の6第1項、第2項）				○	
49 省略						
2～23 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
健康増進課	1 省略						
	2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1 相談援助を行う医師の指定（第47条第1項）				○	
	3～18 省略						
健康増進課	19 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する事務	1 特定医療費に関すること。					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
健康増進課	1 省略						
	2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1 相談指導を行う医師の指定（第47条第1項）				○	
	3～18 省略						
健康増進課	19 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する事務	1 特定医療費に関すること。					
		(1) 支給認定（第7条第1項、第3項、第4項）				○	
		(2) 指定難病審査会への審査依頼（第7条第2項）				○	
		(3) 支給認定の変更認定（第10条第2項、第3項）				○	
		(4) 支給認定の変更の届出の処理（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この部において「省令」という。）第13条第1項）				○	

(1) 省略				
(2) 省略				
2 指定医に関すること。				
(1)・(2) 省略				
(3) 省略				
3 指定医療機関に関すること。				
(1) 省略				
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
4 療養生活環境整備事業の実施（第28条第1項、第2項）				○

(5) 支給認定の取消し（第11条）				
ア 第11条第1項第3号及び第4号に掲げる場合に係るもの		○		
イ ア以外のもの				○
(6) 報告等の命令及び質問（第35条第1項）				○
(7) 省略				
(8) 省略				
2 指定医に関すること。				
(1)・(2) 省略				
(3) 指定の更新（省令第17条第2項）				○
(4) 申請内容の変更の届出の受理（省令第19条）				○
(5) 指定の辞退の申出の受理（省令第20条第1項）				○
(6) 指定の取消し等（省令第20条第2項から第4項まで）		○		
(7) 省略				
3 指定医療機関に関すること。				
(1) 省略				
(2) 指定の更新（第15条第1項）				○
(3) 指導（第18条）				○
(4) 変更並びに業務の休止、廃止及び再開等の届出の受理（第19条、省令第43条）				○
(5) 指定の辞退の申出の受理（第20条）				○
(6) 報告の徴収及び検査（第21条第1項）				○
(7) 特定医療費の支払の一時差止め（第21条第4項）		○		
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 指定の取消し等（第23条）		○		
(12) 省略				
4 療養生活環境整備事業の実施（第28条第1項）				○

備考 この表1の部、4の部及び5の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「感染症対策調整監」とする。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			専決者			
			少 子 化 対 策 ・ 女 性 活 躍 統 括 部 長	局 長	課 長	主 幹
子育て支援課						
	1 省略					
	2 省略					
	3 省略					
	4 省略					
	5 省略					
	6 省略					
	7 省略					
	8 子ども・子育て支援法の施行に関する事務	1～6 省略				
	7 省略					
	9 省略					
10 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			専決者				
			福 祉 政 策 統 括 監 事	局 長	課 長	主 幹	
男女参画・子育て支援課	1 次世代育成支援対策推進法の施行に関する事務	1 行動計画に関すること。 (1) 策定及び公表（第9条第1項、第5項） (2) 措置の実施状況の公表（第9条第6項）				○	
	2 都道府県地域協議会の設置（第21条）					○	
	2 省略						
	3 省略						
	4 省略						
	5 省略						
	6 省略						
	7 省略						
	8 省略						
	9 子ども・子育て支援法の施行に関する事務	1～6 省略 7 市町村子ども・子育て支援事業計画に係る協議（第61条第9項） 8 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関すること。 (1) 策定及び変更（第62条第1項） (2) 愛媛県子ども・子育て会議の意見聴取（第62条第5項） (3) 内閣総理大臣への提出（第62条第6項）					○
	9 省略						
10 省略							
11 省略							

11 省略					
12 省略					
13 省略					
14 省略					

12 省略					
13 男女 共同参 画社会 づくり の総合 企画、 総合調 整及び 推進に 関する 事務	1 男女共同参画社会づくりの 企画に関する <u>こと</u> 。			○	
	2 男女共同参画に関する問題 の連絡調整に関する <u>こと</u> 。				○
	3 男女共同参画に関する問題 の調査研究に関する <u>こと</u> 。			○	
	4 男女共同参画に関する施策 の <u>実施</u> に関する <u>こと</u> 。			○	
14 愛媛 県男女 共同参 画推進 条例の 施行に 関する 事務	1 基本計画の策定及び変更 (第9条第1項、第4項、第 5項)			○	
	2 年次報告書の作成及び公表 (第16条)				○
	3 男女共同参画の状況等に 関する公表及び情報の提供等 (第20条第2項、第3項)			○	
	4 男女共同参画会議に関する <u>こと</u> 。			○	
15 省略					
16 省略					
17 省略					

備考 この表9の部7の項、13の部及び14の部の規定の適用に
ついては、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「少
子化対策推進マネージャー」とする。

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			専決者			
			少 子 化 対 策 ・ 女 性 活 躍 統 括 部 長	局 長	室 長	主 幹
少 子 化 対 策	1 次世 代育成 支援対 策推進 法の施	1 行動計画に関する <u>こと</u> 。				
		(1) 策定及び公表(第9条第 1項、第5項)	○			
		(2) 措置の実施状況の公表 (第9条第6項)			○	

・ 男 女 参 画 室	行に關する事務	2 都道府県地域協議会の設置 (第21条)	○				
	2 子ども・子育て支援法の施行に關する事務	1 市町村子ども・子育て支援事業計画に係る協議(第61条第9項)				○	
		2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に關すること。					
		(1) 策定及び変更(第62条第1項)	○				
		(2) 愛媛県子ども・子育て会議の意見聴取(第62条第5項)	○				
		(3) 内閣総理大臣への提出(第62条第6項)				○	
	3 男女共同参画社会づくりの総合企画、総合調整及び推進に關する事務	1 男女共同参画社会づくりの企画に關すること。	○				
		2 男女共同参画に關する問題の連絡調整に關すること。				○	
		3 男女共同参画に關する問題の調査研究に關すること。			○		
		4 男女共同参画に關する施策の実施に關すること。	○				
	4 愛媛県男女共同参画推進条例の施行に關する事務	1 基本計画の策定及び変更(第9条第1項、第4項、第5項)	○				
		2 年次報告書の作成及び公表(第16条)				○	
		3 男女共同参画の状況等に關する公表及び情報の提供等(第20条第2項、第3項)			○		
		4 男女共同参画会議に關すること。	○				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
障が	1～8 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				福祉政策統括監	局長	課長	主幹
障が	1～8 省略						

い 福 祉 課	9 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律の施行に関する事務	1・2 省略						
		3 通報の受理（第22条第1項）					○	
		4 市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供、助言その他必要な援助（2以上の地方局の所管区域にわたるものに限る。（第36条第2項第2号））			○			
		5 相談又は相談を行う機関の紹介（第36条第2項第3号）					○	
		6 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助（第36条第2項第4号）					○	
		7 情報の収集、分析及び提供（第36条第2項第5号）					○	
		8 広報その他の啓発活動（第36条第2項第6号）					○	
		9 その他障がい者に対する虐待の防止等のための必要な支援（第36条第2項第7号）					○	
		10 省略						
い 福 祉 課	11 愛媛県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例の施行に関する事務	1 広域専門相談員の設置（第8条）					○	
		2 省略						
		3 省略						
		4 省略						

い 福 祉 課	9 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律の施行に関する事務	1・2 省略						
10 省略								
い 福 祉 課	11 愛媛県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例の施行に関する事務	1 省略						
		2 省略						
		3 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
長寿介護課	1・2 省略						
	3 介護保険法の施行						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				福祉政策統括監	局長	課長	主幹
長寿介護課	1・2 省略						
	3 介護保険法の施行	1 居宅サービス等を行った者又は使用する者に対する報告の命令等（第24条第1項、健					○

<p>に関する事務</p>								<p>に関する事務</p>	<p>康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下この部において「改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下この部において「旧法」という。）第24条第1項）</p>				
								<p>2 被保険者等に対する報告の命令等（第24条第2項、旧法第24条第2項）</p>				○	
<p>1 指定市町村事務受託法人に関すること。</p>								<p>3 指定市町村事務受託法人に関すること。</p>					
								<p>(1) 指定（第24条の2第1項、旧法第24条の2第1項、介護保険法施行令（以下この部において「政令」という。）第11条の6第1号、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる政令（以下この部において「旧政令」という。）第11条の6第1号）</p>		○			
<p>(1) 報告の徴収（政令第11条の4 _____）</p>					○			<p>(2) 報告の徴収（政令第11条の4、旧政令第11条の4）</p>			○		
								<p>(3) 指定の取消し等（政令第11条の5第1項、第11条の6第3号、旧政令第11条の5第1項、第11条の6第3号）</p>		○			
<p>2 介護支援専門員に関すること。</p>								<p>4 介護支援専門員に関すること。</p>					
<p>(1)～(3) 省略</p>								<p>(1)～(3) 省略</p>					
								<p>(4) 登録（第69条の2第1項、旧法第69条の2第1項）</p>				○	
<p>(4) 登録の移転（第69条の3 _____、介護保険法施行規則（以下この部において「省令」という。）第113条の24 _____）</p>					○			<p>(5) 登録の移転（第69条の3、旧法第69条の3、介護保険法施行規則（以下この部において「省令」という。）第113条の24、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる省令（以下この部において「旧省令」という。）第113条の24）</p>				○	

(5) 介護支援専門員証の交付 (第69条の7第1項、第5項 _____ _____)、省令第113条 の22_____ _____)				○
(6) 介護支援専門員証の返還 等(第69条の7第6項から 第8項まで_____ _____)				○
(7) 介護支援専門員証の有効 期間の更新(第69条の8_____ _____)				○
(8) 介護支援専門員証の書換 え交付(省令第113条の23 第1項、第3項_____ _____)				○
(9) 介護支援専門員証の再交 付(省令第113条の25第1 項_____ _____)				○
(10) 指示又は研修命令(第69 条の38第2項、第4項_____ _____)			○	
(11) 業務の禁止(第69条の38 第3項、第4項_____ _____)			○	
3 登録試験問題作成機関に関 すること。				
(1)・(2) 省略				

(6) 登録の消除(第69条の 6、旧法第69条の6)				○
(7) 介護支援専門員証の交付 (第69条の7第1項、第5 項、旧法第69条の7第1 項、第5項、省令第113条 の22、旧省令第113条の 22)				○
(8) 介護支援専門員証の返還 等(第69条の7第6項から 第8項まで、旧法第69条の 7第6項から第8項まで)				○
(9) 介護支援専門員証の有効 期間の更新(第69条の8、 旧法第69条の8)				○
(10) 介護支援専門員証の書換 え交付(省令第113条の23 第1項、第3項、旧省令第 113条の23第1項、第3 項)				○
(11) 介護支援専門員証の再交 付(省令第113条の25第1 項、旧省令第113条の25第 1項)				○
(12) 報告の徴収(第69条の38 第1項、旧法第69条の38第 1項)				○
(13) 指示又は研修命令(第69 条の38第2項、第4項、旧 法第69条の38第2項、第4 項)			○	
(14) 業務の禁止(第69条の38 第3項、第4項、旧法第69 条の38第3項、第4項)			○	
(15) 登録の消除(第69条の 39、旧法第69条の39)			○	
5 登録試験問題作成機関に関 すること。				
(1)・(2) 省略				
(3) 報告の徴収及び立入検査 (第69条の22第2項)				○
6 指定試験実施機関に関する こと。				
(1) 指定(第69条の27第1 項、政令第35条の15第3 項)			○	
(2) 監督命令(第69条の29)				○
(3) 報告の徴収及び立入検査 (第69条の30第1項)				○

(3) 指定居宅サービス事業者等の指定又は許可の取消し等に係る公示（第78条、第93条、第104条の2、第114条の7、第115条の10_____）				○
14 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関に関すること。				
(1) 調査事務に関する計画の策定（政令第37条の5第1項_____）				○
(2) 改善命令（政令第37条の8_____）			○	
15 介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センターに関すること。				

(4) 指定居宅サービス事業者等の指定又は許可の取消し等（第115条の35第6項、第7項、旧法第115条の35第6項、第7項）	○			
(5) 指定居宅サービス事業者等の指定又は許可の取消し等に係る公示（第78条、第93条、第104条の2、第114条の7、第115条の10、旧法第115条）				○
19 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関に関すること。				
(1) 指定（第115条の36第1項、旧法第115条の36第1項、政令第37条の4第1項、旧政令第37条の4第1項）	○			
(2) 報告の徴収及び立入検査（第115条の40第1項、旧法第115条の40第1項）				○
(3) 業務の休廃止の許可（第115条の41、旧法第115条の41、政令第37条の9、旧政令第37条の9）	○			
(4) 調査事務に関する計画の策定（政令第37条の5第1項、旧政令第37条の5第1項）				○
(5) 調査事務の方法の改善命令（政令第37条の5第3項、旧政令第37条の5第3項）				○
(6) 調査事務規程の認可及び変更の認可並びに変更命令（政令第37条の6、旧政令第37条の6）				○
(7) 改善命令（政令第37条の8、旧政令第37条の8）			○	
(8) 指定の取消し等（政令第37条の10、旧政令第37条の10）	○			
20 介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センターに関すること。				
(1) 指定（第115条の42第1項、旧法第115条の42第1項）	○			

(1) 改善命令（政令第37条の8、第37条の11_____）			○	
16 介護サービス事業者の事業所等に係る活動の状況等に関する情報の提供（第115条の44の2第4項）				○
17 介護保険事業支援計画等に関すること。				
(1) 市町村介護保険事業計画に対する意見の通知（第117条第12項_____）			○	
(2) 都道府県介護保険事業支援計画の策定（第118条第1項、第11項_____）	○			
(3) 都道府県介護保険事業支援計画の実績に関する評価等（第118条第7項、第8項_____）		○		

(2) 報告の徴収及び立入検査（第115条の40第1項、第115条の42第3項、旧法第115条の40第1項、第115条の42第3項）				○
(3) 業務の休廃止の許可（第115条の41、第115条の42第3項、旧法第115条の41、第115条の42第3項、政令第37条の9、第37条の11、旧政令第37条の9、第37条の11）	○			
(4) 情報公表事務の方法の改善命令（政令第37条の5第3項、第37条の11、旧政令第37条の5第3項、第37条の11）				○
(5) 情報公表事務規程の認可及び変更認可並びに変更命令（政令第37条の6、第37条の11、旧政令第37条の6、第37条の11）				○
(6) 改善命令（政令第37条の8、第37条の11、旧政令第37条の8、第37条の11）			○	
(7) 指定の取消し等（政令第37条の10、第37条の11、旧政令第37条の10、第37条の11）	○			
21 介護保険事業支援計画等に関すること。				
(1) 市町村介護保険事業計画に対する意見の通知（第117条第12項、旧法第117条第12項）				○
(2) 都道府県介護保険事業支援計画の策定（第118条第1項、第11項、旧法第118条第1項、第11項）	○			
(3) 都道府県介護保険事業支援計画の実績に関する評価等（第118条第7項、第8項、旧法第118条第7項、第8項）		○		

(4) 市町村介護保険事業計画の作成上の助言（第119条第1項_____）	○			
18 介護給付費納付金等の徴収（第156条第3項_____）				○
19 福祉用具専門相談員指定講習事業者に関すること。				
(1) 省略				
20 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関の調査員に関すること。				
(1) 省略				
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
4～26 省略				

(4) 市町村介護保険事業計画の作成上の助言（第119条第1項、旧法第119条第1項）	○			
22 介護給付費納付金等の徴収（第156条第3項、旧法第156条第3項）				○
23 社会保険診療報酬支払基金等に対する報告の徴収等（第172条第1項、旧法第172条第1項）				○
24 介護給付費審査委員会による報告の徴収等の承認（第181条第1項、旧法第181条第1項）				○
25 医療保険者に対する報告の徴収等（第197条第4項、旧法第197条第3項）				○
26 国民健康保険団体連合会に対する監督等に関すること。				
(1) 報告の徴収等（第198条、旧法第198条、国民健康保険法第106条）				○
(2) 監督（第198条、旧法第198条、国民健康保険法第108条）	○			
27 福祉用具専門相談員指定講習事業者に関すること。				
(1) 省略				
(2) 指示（政令第4条第2項第2号ハ）				○
(3) 指定の取消し（政令第4条第3項）	○			
28 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関の調査員に関すること。				
(1) 省略				
(2) 登録（政令第37条の7第1項）				○
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 調査員養成研修を行う者の指定の取消し（政令第37条の7第5項、第6項）	○			
4～26 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				福祉政策統括監	局長	課長
ねんりんピック推進課	1 第35回全国健康福祉祭（ねんりんピック）に関する事務	1 第35回全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催準備に関すること。				
		(1) 特に重要なもの	○			
		(2) 重要なもの		○		
		(3) 軽易なもの				○

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
産業政策課	1～5 省略					
	6 省略					
	7 省略					
	8 省略					
	9 省略					

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	
産業政策課	1～5 省略						
	6 海運（国土交通省所管に関するものを除く。）に関する事務	1 内航海運業及び近海海運業の振興施策		○			
		2 国際定期貨物航路の開設及び維持		○			
	7 省略						
	8 省略						
	9 省略						
	10 省略						
	11 伝統的工芸品産業の振興に関する法律	1 伝統的工芸品の指定及び指定の変更の申出書の進達（第2条第3項、第7項）					○
		2 認定申請書の進達（第4条、第7条、第9条、第11条、第13条）					○

10	省略				

備考 1 この表9の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「営業本部マネージャー」とする。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
企業立地課	1～3 省略					
	4 海運（国土交通省所管に関するものを除く。）に関する事務	1 内航海運業及び近海海運業の振興施策	○			
		2 国際定期貨物航路の開設及び維持	○			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
労政雇用課	1～9 省略						
	10 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の施行に関する事務	1 地域高年齢者就業機会確保計画に関すること。 (1) 策定及び変更並びに厚生労働大臣への協議（第34条第1項、第4項）	○				
		(2) 協議会の設置（第35条第1項）	○				
		2 シルバー人材センターの業務拡大に係る業種及び職種の		○			

	の施行に関する事務	3 変更認定申請書の進達（第4条第2項、第5条第2項、第4項、第8条第2項、第4項、第10条第2項、第4項、第12条第2項、第4項、第14条第2項、第4項）			○
12	省略	4 報告の徴収（第22条）			○

備考 1 この表10の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「営業本部マネージャー」とする。

2 この表11の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「局長」とあるのは、「営業副本部長」とする。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
企業立地課	1～3 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
労政雇用課	1～9 省略						

		指定についての関係市町長等の意見の聴取（第39条第2項）																		
11	障害者の雇用の促進等に関する法律の施行に関する事務	1 障害者雇用対策基本方針の策定及び変更に係る厚生労働大臣への意見の具申（第7条第3項、第5項）	○																	
12	地域雇用開発促進法の施行に関する事務	1 地域雇用開発計画及び地域雇用創造計画に関すること。 (1) 策定及び厚生労働大臣への協議（第5条第1項、第6条第1項） (2) 関係市町長等の意見の聴取（第5条第4項、第9項、第6条第4項、第9項） (3) 厚生労働大臣への変更の協議（第5条第8項、第6条第8項）	○				○													
13	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の施行に関する事務	1 改善計画の認定及び変更の認定（第4条第1項、第5条第1項）					○													
14	介護労働者の雇用の改善等に関する法律の施行に関する事務	1 改善計画の認定及び変更の認定（第8条第1項、第9条第1項）					○													

15	省略				
16	省略				
17	省略				

10	省略				
11	省略				
12	省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業創出課	1 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の施行に関する事務	1 伝統的工芸品の指定及び指定の変更の申出書の進達（第2条第3項、第7項）		○	
		2 認定申請書の進達（第4条、第7条、第9条、第11条、第13条）		○	
		3 変更認定申請書の進達（第4条第2項、第5条第2項、第4項、第8条第2項、第4項、第10条第2項、第4項、第12条第2項、第4項、第14条第2項、第4項）		○	
		4 報告の徴収（第22条）		○	
2	省略				
3	省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業創出課					
1	省略				
2	省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業人材課	1 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の施行に関する事務	1 地域高年齢者就業機会確保計画に関すること。			
		(1) 策定及び変更並びに厚生労働大臣への協議（第34条第1項、第4項）	○		
		(2) 協議会の設置（第35条第1項）	○		
		2 シルバー人材センターに関すること。			
		(1) 業務拡大に係る業種及び職種の指定についての関係市町長等の意見の聴取（第39条第2項）		○	
2 障害者の雇用の促進等に関する法律の施行に関する事務	1 障害者雇用対策基本方針の策定及び変更に係る厚生労働大臣への意見の具申（第7条第3項、第5項）	○			

3 地域雇用開発促進法の施行に関する事務	1 地域雇用開発計画及び地域雇用創造計画に関すること。			
	(1) 策定及び厚生労働大臣への協議（第5条第1項、第6条第1項）	○		
	(2) 関係市町長等の意見の聴取（第5条第4項、第9項、第6条第4項、第9項）		○	
	(3) 厚生労働大臣への変更の協議（第5条第8項、第6条第8項）	○		
4 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の施行に関する事務	1 改善計画に関すること。			
	(1) 認定及び変更の認定（第4条第1項、第5条第1項）			○
5 介護労働者の雇用の改善等に関する法律の施行に関する事務	1 改善計画に関すること。			
	(1) 認定及び変更の認定（第8条第1項、第9条第1項）			○

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長

農地整備課	1 土地改良法の施行に関する事務	1 土地改良区等が行う土地改良事業の施行に関すること。				
		(1) 土地改良区の設立、解散、合併及び組織変更の認可（第10条第1項、第3項、第67条第2項、第3項、第72条第2項、第3項、第76条の5第1項、第3項、第76条の13第1項、第3項、第76条の16）			○	
		(2) 土地改良区の認可地縁団体への組織変更の認可に係る協議（第76条の13第2項）			○	
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		2 県営土地改良事業の採択に関すること。				
		(1)～(3) 省略				
(4) 県営土地改良事業計画、緊急防災工事計画又は応急工事計画の決定及び変更（国有地等の編入承認申請を除く。）（第87条第1項、第5項、第87条の2第1項、第10項、第87条の3第1項、第7項、第87条の4第1項、第4項、第87条の5第1項、第88条第1項、第2項、第6項、第7項、第10項、第12項から第14項まで、第16項、第18項、第19項）			○			
(5) 省略						
(6) 県営土地改良事業計画の概要の公告等（第87条の2第3項、第6項、第8項、第9項、第87条の3第2項、第6項、第87条の4第2項、第88条第1項、第2項、第4項、第7項、第12項、第14項、第16項、第18項、第19項）			○			
農地整備課	1 土地改良法の施行に関する事務	1 土地改良区等が行う土地改良事業の施行に関すること。				
		(1) 土地改良区の設立、解散及び合併_____の認可（第10条、第67条、第72条_____）			○	
		(2) 省略				
		(3) 省略				
		(4) 滞納処分の認可（第39条）			○	
		(5) 土地改良事業に関連する土地改良事業団体連合会に対する報告の徴収及び検査並びにこれに基づく措置（第132条第2項、第134条の2）			○	
		2 県営土地改良事業の採択に関すること。				
		(1)～(3) 省略				
		(4) 県営土地改良事業計画、緊急耐震工事計画又は応急工事計画の決定及び変更（国有地等の編入承認申請を除く。）（第87条第1項、第5項、第87条の2第1項、第10項、第87条の3第1項、第7項、第87条の4第1項、第4項、第87条の5第1項、第88条第1項、第2項、第6項、第7項、第10項、第12項から第14項まで、第16項、第18項、第19項）			○	
(5) 省略						
(6) 県営土地改良事業計画の概要の公告等（第87条の2第3項、第6項、第8項、第9項、第87条の3第2項、第6項、第87条の4第2項、第88条第1項、第2項、第4項、第7項、第12項、第14項、第16項、第18項、第19項）			○			

	3 団体営土地改良事業の換地処分に関すること。				
	(1) 省略				
	4 国営土地改良事業の換地処分に関すること。				
	(1)・(2) 省略				
	(3) 一時利用地の指定等に伴う補償等（第53条の8、第89条の2第8項）				○
	5～7 省略				
2～11 省略					

	3 団体営土地改良事業の換地処分に関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 換地計画の認可（第52条、第96条、第96条の4）				○
	(3) 換地計画の変更の認可（第53条の4、第96条、第96条の4）				○
	(4) 換地処分の公告及び管轄登記所への通知（第54条、第96条、第96条の4）				○
	4 国営土地改良事業の換地処分に関すること。				
	(1)・(2) 省略				
(3) 一時利用地の指定等（第89条の2第6項から第8項まで）				○	
(4) 換地処分に伴う権利者への通知（第89条の2第9項）				○	
(5) 換地処分の公告及び管轄登記所への通知（第89条の2第10項）				○	
	5～7 省略				
2～11 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
森林整備課	1～17 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
森林整備課	1～17 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
全国植樹祭推進室	1 第76回全国植樹祭の開催準備に関する事務	1 第76回全国植樹祭の基本計画及び実施計画に関すること。	○		
		2 第76回全国植樹祭の広報に関すること。		○	
		3 第76回全国植樹祭の関係機関等との連絡調整に関すること。			○

4	第76回全国植樹祭の実行委員会に関すること。				
(1)	特に重要なもの	○			
(2)	重要なもの		○		
(3)	軽易なもの				○
5	その他第76回全国植樹祭の開催準備に関すること。				○

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分								
			知事	専決者							
				部長	局長	課長	主幹				
水産課	1～8 省略										
	9 漁港及び漁場の整備等に関する法律の施行に関する事務	1～5 省略									
	10～20 省略										
	21 遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 遊漁船業者に関すること。									
		(1) 業務改善命令（第20条）					○				
		(2) 登録の取消し又は事業の停止命令（第21条）					○				
		(3) 利用者の安全及び利益に関する情報の公表（第22条）					○				
		2 遊漁船業団体等に関すること。									
		(1) 指定（第24条）					○				
		(2) 改善命令（第26条）					○				
(3) 指定の取消し（第27条）					○						
(4) 協議会の設置（第28条第1項）								○			
(5) 報告の徴収及び立入検査（第29条第1項）					○						
3 遊漁船業務主任者を養成するための講習会の実施（遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条第1項第3号）									○		
22～24 省略											

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分								
			知事	専決者							
				部長	局長	課長	主幹				
水産課	1～8 省略										
	9 漁港漁場整備法 _____ _____ _____ の施行に関する事務	1～5 省略									
	10～20 省略										
	21 遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 遊漁船業者に関すること。									
		(1) 業務改善命令（第18条）							○		
		(2) 登録の取消し又は停止（第19条）							○		
		2 遊漁船業団体に関すること。									
		(1) 指定（第20条）							○		
		(2) 改善命令（第22条）							○		
		(3) 指定の取消し（第23条）							○		
(4) 報告の徴収及び立入検査（第24条第1項）								○			
3 遊漁船業務主任者を養成するための講習会の実施（遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第10条第1項第3号）									○		
22～24 省略											

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
漁港課	1 漁港及び漁場の整備等に関する法律の施行に関する事務					
		1 省略				
		2 特定漁港漁場整備事業に関すること。 (1)～(4) 省略				
		3 漁港の維持管理に関すること。				
		(1) 漁港管理規程についての助言及び勧告（第34条第3項_____）			○	
		(2) 省略				
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		(5) 省略				
		(6) 省略				
		(7) 省略				
		4 漁港施設等活用事業に関すること。				
		(1) 活用推進計画の策定及び変更（第41条第1項）		○		
		(2) 活用推進計画に関する関係者の意見聴取（第41条第5項、第7項）			○	
		(3) 実施計画の認定及び変更の認定（第43条第1項、第4項）			○	
		(4) 漁港施設の貸付け（第44条第1項）			○	
		5 漁港水面施設運営権に関すること。				
		(1) 漁港水面施設運営権の設定（第48条）			○	

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
漁港課	1 漁港漁場整備法の施行に関する事務	1 漁港の指定に関すること（第6条）。		○		
		2 省略				
		3 特定漁港漁場整備事業に関すること。 (1)～(4) 省略				
		(5) 特定漁港漁場整備事業の施行のための他人の土地又は水面への立入り又は使用の許可（第24条、第44条）				○
		4 漁港の維持管理に関すること。				
		(1) 漁港管理者の指定及び指定の取消し（第25条、第44条）			○	
		(2) 漁港管理規程の制定又は変更の届出の受理（第34条第2項、第44条）				○
		(3) 漁港管理規程についての助言及び勧告（第34条第3項、第44条）			○	
		(4) 省略				
		(5) 省略				
		(6) 漁港施設の利用方法及び料率の制定及び変更の認可（第38条）				○
		(7) 省略				
		(8) 省略				
		(9) 省略				
		(10) 省略				

	3 土地所有者等に対する意見を述べる機会の付与（第6条第1項）				○
	4 土地の立入り等に伴う損失の補償（第8条第1項）			○	
	5 宅地造成等工事規制区域の指定に係る意見の聴取（第10条第2項）				○
	6 特定盛土等規制区域の指定に係る意見の聴取（第26条第2項）				○
	7 造成宅地防災区域の指定に係る意見の聴取（第10条第2項、第45条第3項）				○
13～15 省略					

	5 土地所有者等に対する意見を述べる機会の付与（第5条第1項）				○
	6 造成宅地防災区域の指定等（第20条）			○	
13～15 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
都市整備課	1～3 省略				
	4 水道法の施行に関する事務	1 水道基盤強化計画に関すること。			
		(1) 策定及び変更（第5条の3第1項、第6項、第10項）	○		
		(2) 市町、水道事業者及び水道用水供給事業者との協議（第5条の3第4項、第10項）		○	
		(3) 広域的連携等推進協議会の意見聴取（第5条の3第7項、第10項）			○
		(4) 策定及び変更の報告、通知及び公表（第5条の3第8項、第9項、第10項）			○
		2 広域的連携等推進協議会の設置（第5条の4第1項）		○	
		3 水道事業の認可（第6条第1項）			○
		4 水道事業の変更の認可（第10条第1項）			○
	5 水道事業の休止及び廃止の許可（第11条第1項）			○	
	6 水道事業の供給条件の変更の認可（第14条第6項）			○	
7 水道用水供給事業の認可（第26条）			○		
8 水道用水供給事業の変更の認可（第30条第1項）			○		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
都市整備課	1～3 省略				

	9 水道用水供給事業の休止及び廃止の許可（第11条第1項、第31条）			○	
	10 水道事業及び水道用水供給事業の認可の取消し（第35条）			○	
	11 供給の対価の裁定（第40条第4項）		○		
	12 地方公共団体による水道事業の買収の認可（第42条第1項）		○		
	13 地方公共団体による水道事業の買収条件の裁定（第42条第3項）		○		
5	省略				
6	省略				

別表第10（第4条関係）

知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				出納局長	課長
出納局	1～4 省略				

別表第11（第4条関係）

会計管理者の権限に属する事務に係る決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分		
		会計管理者	専決者	
			出納員（課長等）	出納員（主幹）
1～3 省略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

4	省略				
5	省略				

別表第10（第4条関係）

知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				出納局長	課長
出納局	1～4 省略				
	5 旅費の支出の集中処理業務に関する事務	1 旅費の支出の集中処理業務に関すること。			○

別表第11（第4条関係）

会計管理者の権限に属する事務に係る決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分		
		会計管理者	専決者	
			出納員（課長）	出納員（主幹）
1～3 省略				

○愛媛県訓令第3号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2～20 省略</p> <p>21 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係又はグループの事務を管理し、当該係又はグループに属する職員の指導及び育成を行う。</p> <p>22 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</p> <p>23 省略</p> <p>24 省略</p> <p>25 省略</p> <p>26 省略</p> <p>27 省略</p> <p>28 省略</p> <p>29 省略</p> <p>30 省略</p> <p>31 省略</p> <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(18)の11の7 省略</p> <p>(18)の12 社会福祉法第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設（同法第62条第1項に規定する社会福祉施設（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童発達支援センター、<u>児童家庭支援センター及び里親支援センター</u>に限る。以下この項において同じ。）を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。</p> <p>(18)の13～(18)の32の4 省略</p> <p>(18)の33 社会福祉法第69条の規定に基づく国及び県以外の者の住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始、変更及び廃止の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（児童福祉法第34条の8第2項の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の15第2項の規定により行うことがで</p>	<p>(職務)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2～20 省略</p> <p>21 省略</p> <p>22 省略</p> <p>23 省略</p> <p>24 省略</p> <p>25 省略</p> <p>26 省略</p> <p>27 省略</p> <p>28 省略</p> <p>29 省略</p> <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(18)の11の7 省略</p> <p>(18)の12 社会福祉法第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設（同法第62条第1項に規定する社会福祉施設（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童発達支援センター<u>及び児童家庭支援センター</u>に限る。以下この項において同じ。）を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。</p> <p>(18)の13～(18)の32の4 省略</p> <p>(18)の33 社会福祉法第69条の規定に基づく国及び県以外の者の住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始、変更及び廃止の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（児童福祉法第34条の8第2項の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の11第1項の規定により行うことがで</p>

きる家庭的保育事業等（小規模保育事業に限る。以下同じ。）、同法第34条の17の2第2項の規定により行うことができる児童育成支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される老人福祉センターその他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設に係るものを除く。）を除く。）。

(19) 社会福祉法第70条の規定に基づく報告の徴収及び立入調査に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るもの（児童福祉法第34条の8第2項の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の15第2項の規定により行うことができる家庭的保育事業等、同法第34条の17の2第2項の規定により行うことができる児童育成支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設並びに老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものを除く。）を除く。）。

(19)の2 省略

(19)の3 社会福祉法第72条の規定に基づく社会福祉事業の経営の停止等の命令並びに許可及び認可の取消しに関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（児童福祉法第34条の8第2項の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の15第2項の規定により行うことができる家庭的保育事業等、同法第34条の17の2第2項の規定により行うことができる児童育成支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センター、障害者総合支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設に係るものを除く。）を除く。）。

(19)の4 社会福祉法施行規則第12条の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るもの（児童福祉法第34条の8第2項の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の15第2項の規定により行うことができる家庭的保育事業等、同法第34条の17の2第2項の規定により行うことができる児童育成支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設並びに老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものを除く。）を除く。）。

(19)の4の2～(58)の2 省略

(58)の3 介護保険法附則第10条第1項において準用する医療法第111条の規定に基づく介護老人保健施設又は介護医療院の開設者に対する改善命令に関すること。

(59)～(100) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、農林水産振興部に関するもの

きる地域子育て支援拠点事業

_____、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される老人福祉センターその他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設に係るものを除く。）を除く。）。

(19) 社会福祉法第70条の規定に基づく報告の徴収及び立入調査に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るもの（児童福祉法第34条の8第2項の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の11第1項の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業

_____、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設並びに老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものを除く。）を除く。）。

(19)の2 省略

(19)の3 社会福祉法第72条の規定に基づく社会福祉事業の経営の停止等の命令並びに許可及び認可の取消しに関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（児童福祉法第34条の8第2項の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の11第1項の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業

_____、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センター、障害者総合支援法第83条第4項の規定により設置される障害者支援施設その他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設に係るものを除く。）を除く。）。

(19)の4 社会福祉法施行規則第12条の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るもの（児童福祉法第34条の8第2項の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の11第1項の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業

_____、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設並びに老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものを除く。）を除く。）。

(19)の4の2～(58)の2 省略

(59)～(100) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、農林水産振興部に関するもの

は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～タ 省略

チ 知事の承認を得た紅プリンセス生産支援事業費補助金

ツ 省略

(33)～(55)の15

(55)の16 土地改良法第96条の2第6項（同法第96条の3第5項及び第96条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市町が定めた土地改良事業計画、緊急防災工事計画又は応急工事計画の報告の受理に関すること。

(55)の17～(61)の2 省略

(61)の3 遊漁船業の適正化に関する法律第29条第1項の規定に基づく遊漁船業を営む者に対する報告の徴取及び立入検査に関すること。

(61)の4・(61)の5 省略

(62) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の規定に基づく次の事項の許可に関すること（水面及び土地の占用に係るものに限る。）。
ア・イ 省略

(62)の2～(66) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(48) 省略

(49) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく工事の許可に関すること。

(49)の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第4項（同法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく工事の許可に係る公表及び通知に関すること。

(49)の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定に基づく工事の協議に関すること。

(49)の4 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく工事の計画の変更の許可に関すること。

(49)の5 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項の規定に基づく工事の計画の軽微な変更の届出の受理に関すること。

(49)の6 宅地造成及び特定盛土等規制法第17条の規定に基づく完了検査等に関すること。

(49)の7 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条の規定に基づく中間検査に関すること。

(49)の8 宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定に基づく定期の報告の受理に関すること。

(49)の9 宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項から第6項までの規定に基づく監督処分に関すること。

(49)の10 宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく工事等の届出の受理に関すること。

は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～タ 省略

チ 知事の承認を得た紅プリンセス生産販売支援事業費補助金

ツ 省略

(33)～(55)の15

(55)の16 土地改良法第96条の2第6項（同法第96条の3第5項及び第96条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市町が定めた土地改良事業計画、緊急耐震工事計画又は応急工事計画の報告の受理に関すること。

(55)の17～(61)の2 省略

(61)の3 遊漁船業の適正化に関する法律第24条第1項の規定に基づく遊漁船業を営む者に対する報告の徴取及び立入検査に関すること。

(61)の4・(61)の5 省略

(62) 漁港漁場整備法 第39条第1項の規定に基づく次の事項の許可に関すること（水面及び土地の占用に係るものに限る。）。
ア・イ 省略

(62)の2～(66) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(48) 省略

(49) 宅地造成等規制法第8条第1項本文 の規定に基づく工事の許可に関すること。

(49)の2 宅地造成等規制法第12条第1項 の規定に基づく工事 の変更の許可に関すること。

(49)の3 宅地造成等規制法第13条 の規定に基づく工事完了検査に関すること。

(49)の2 宅地造成等規制法第12条第1項 の規定に基づく工事 の変更の許可に関する事。

(49)の3 宅地造成等規制法第13条 の規定に基づく工事完了検査に関する事。

(49)の3 宅地造成等規制法第13条 の規定に基づく工事完了検査に関する事。

(49)の2 宅地造成等規制法第12条第1項 の規定に基づく工事 の変更の許可に関する事。

(49)の2 宅地造成等規制法第12条第1項 の規定に基づく工事 の変更の許可に関する事。

(49)の4 宅地造成等規制法第14条 の規定に基づく監督処分に関する事。

(49)の5 宅地造成等規制法第15条 の規定に基づく工事等の届出の受理に関する事。

(49)の11 宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第2項の規定に基づく工事の届出に係る公表及び通知に関すること。

(49)の12 宅地造成及び特定盛土等規制法第22条第2項の規定に基づく災害の防止のための措置勧告に関すること。

(49)の13 宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第1項及び第2項並びに第3項において準用する同法第20条第5項及び第6項の規定に基づく改善命令等に関すること。

(49)の14 宅地造成及び特定盛土等規制法第24条第1項の規定に基づく立入検査に関すること。

(49)の15 宅地造成及び特定盛土等規制法第25条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

(49)の16 宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定に基づく工事の計画の届出の受理に関すること。

(49)の17 宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第2項（同法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく工事の計画の届出に係る公表及び通知に関すること。

(49)の18 宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第3項（同法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく災害の防止のための措置勧告に関すること。

(49)の19 宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第4項（同法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく勧告に係る措置命令に関すること。

(49)の20 宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定に基づく工事の計画の変更の届出の受理に関すること。

(49)の21 宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の規定に基づく工事の許可に関すること。

(49)の22 宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第4項（同法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく工事の許可に係る公表及び通知に関すること。

(49)の23 宅地造成及び特定盛土等規制法第34条第1項の規定に基づく工事の協議に関すること。

(49)の24 宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第1項の規定に基づく工事の計画の変更の許可に関すること。

(49)の25 宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第2項の規定に基づく工事の計画の軽微な変更の届出の受理に関すること。

(49)の26 宅地造成及び特定盛土等規制法第36条の規定に基づく完了検査等に関すること。

(49)の27 宅地造成及び特定盛土等規制法第37条の規定に基づく中間検査に関すること。

(49)の28 宅地造成及び特定盛土等規制法第38条第1項の規定に基づく定期の報告の受理に関すること。

(49)の29 宅地造成及び特定盛土等規制法第39条第1項から第6項までの規定に基づく監督処分に関すること。

(49)の30 宅地造成及び特定盛土等規制法第40条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく工事等の届出の受理に関すること。

(49)の31 宅地造成及び特定盛土等規制法第40条第2項の規定に基づく工事の届出に係る公表及び通知に関すること。

(49)の32 宅地造成及び特定盛土等規制法第41条第2項の規定に基づく災害の防止のための措置勧告に関すること。

(49)の33 宅地造成及び特定盛土等規制法第42条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する同法第39条第5項及び第6

(49)の6 宅地造成等規制法第16条第2項 _____ の規定に基づく宅地の保全の勧告 _____ に関すること。

(49)の7 宅地造成等規制法第17条 _____ の規定に基づく改善命令 _____ に関すること。

(49)の8 宅地造成等規制法第18条第1項 _____ の規定に基づく立入検査に関すること。

(49)の9 宅地造成等規制法第19条 _____ の規定に基づく報告の徴収に関すること。

項の規定に基づく改善命令等に関すること。

49の34 宅地造成及び特定盛土等規制法第43条第1項の規定に基づく立入検査に関すること。

49の35 宅地造成及び特定盛土等規制法第44条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

49の36 宅地造成及び特定盛土等規制法第46条第2項の規定に基づく災害の防止のための措置勧告に関すること。

49の37 宅地造成及び特定盛土等規制法第47条第1項及び第2項並びに第3項において準用する同法第20条第5項及び第6項の規定に基づく改善命令等に関すること。

50～60の61の2 省略

60の61の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第8条の規定に基づく指導及び助言に関すること。

60の61の4～60の69 省略

60の70 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条及び第29条の規定に基づく軽微な変更に係る書面の交付に関すること。

60の71～77 省略

6 省略

（地方局長の専決事項）

第14条 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、地域産業振興部及び支局に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 省略

(9)の2 特定商取引に関する法律第66条第1項から第4項まで（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の徴収、立入検査及び資料の提出の要求に関すること。

(9)の3～36 省略

3・4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、農林水産振興部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～36 省略

36の2 遊漁船業の適正化に関する法律第8条の規定に基づく遊漁船業者の業務規程の変更の届出の受理に関すること。

37 遊漁船業の適正化に関する法律第9条の規定に基づく遊漁船業者登録簿の閲覧に関すること。

38 遊漁船業の適正化に関する法律第10条第1項及び第11条の規定に基づく遊漁船業者の廃業等の届出の受理及び登録の抹消に関すること。

39 削除

39の2～52 省略

6～9 省略

（土木事務所長等の専決事項）

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～13の74 省略

13の75 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行

49の10 宅地造成等規制法第21条第2項 _____ の規定に基づく災害の防止のための措置勧告に関すること。

49の11 宅地造成等規制法第22条 _____ の規定に基づく改善命令 _____ に関すること。

50～60の61の2 省略

60の61の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第8条の規定に基づく指導及び助言に関すること。

60の61の4～60の69 省略

60の70 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条及び第29条の規定に基づく軽微な変更に係る書面の交付に関すること。

60の71～77 省略

6 省略

（地方局長の専決事項）

第14条 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、地域産業振興部及び支局に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 省略

(9)の2 特定商取引に関する法律第66条第1項から第3項まで（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の徴収、立入検査及び資料の提出の要求に関すること。

(9)の3～36 省略

3・4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、農林水産振興部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～36 省略

37 遊漁船業の適正化に関する法律第8条の規定に基づく遊漁船業者登録簿の閲覧に関すること。

38 遊漁船業の適正化に関する法律第9条第1項及び第10条の規定に基づく遊漁船業者の廃業等の届出の受理及び登録の抹消に関すること。

39 遊漁船業の適正化に関する法律第11条第1項の規定に基づく遊漁船業者の業務規程の届出及び変更の届出の受理に関すること。

39の2～52 省略

6～9 省略

（土木事務所長等の専決事項）

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～13の74 省略

13の75 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規

規則第11条及び第29条の規定に基づく軽微な変更に係る書面の交付に関すること。

(13)の76～(26)の8 省略

(26)の9 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく工事の許可に関すること。

(26)の10 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第4項（同法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく工事の許可に係る公表及び通知に関すること。

(26)の11 宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定に基づく工事の協議に関すること。

(26)の12 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく工事の計画の変更の許可に関すること。

(26)の13 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項の規定に基づく工事の計画の軽微な変更の届出の受理に関すること。

(26)の14 宅地造成及び特定盛土等規制法第17条の規定に基づく完了検査等に関すること。

(26)の15 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条の規定に基づく中間検査に関すること。

(26)の16 宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定に基づく定期の報告の受理に関すること。

(26)の17 宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく工事等の届出の受理に関すること。

(26)の18 宅地造成及び特定盛土等規制法第21条の規定に基づく工事の届出に係る公表及び通知に関すること。

(26)の19 宅地造成及び特定盛土等規制法第22条第2項の規定に基づく災害の防止のための措置勧告に関すること。

(26)の20 宅地造成及び特定盛土等規制法第24条第1項の規定に基づく立入検査に関すること。

(26)の21 宅地造成及び特定盛土等規制法第25条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

(26)の22 宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定に基づく工事の計画の届出の受理に関すること。

(26)の23 宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第2項（同法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく工事の計画の届出に係る公表及び通知に関すること。

(26)の24 宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第3項（同法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく災害の防止のための措置勧告に関すること。

(26)の25 宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定に基づく工事の計画の変更の届出の受理に関すること。

(26)の26 宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の規定に基づく工事の許可に関すること。

(26)の27 宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第4項（同法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく工事の許可に係る公表及び通知に関すること。

(26)の28 宅地造成及び特定盛土等規制法第34条の規定に基づく工事の協議に関すること。

(26)の29 宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第1項の規定に基づく工事の計画の変更の許可に関すること。

(26)の30 宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第2項の規定に基づく工事の計画の軽微な変更の届出に関すること。

規則第11条及び第29条の規定に基づく軽微な変更に係る書面の交付に関すること。

(13)の76～(26)の8 省略

(26)の9 宅地造成等規制法第8条第1項本文 _____ の規定に基づく工事の許可に関すること。

(26)の10 宅地造成等規制法第12条第1項 _____ の規定に基づく工事 _____ の変更の許可に関すること。

(26)の11 宅地造成等規制法第13条 _____ の規定に基づく工事完了検査に関すること。

(26)の12 宅地造成等規制法第15条 _____ の規定に基づく工事等の届出の受理に関すること。

(26)の13 宅地造成等規制法第16条第2項 _____ の規定に基づく宅地の保全の勧告 _____ に関すること。

(26)の14 宅地造成等規制法第18条第1項 _____ の規定に基づく立入検査に関すること。

(26)の15 宅地造成等規制法第19条 _____ の規定に基づく報告の徴収に関すること。

26の31 宅地造成及び特定盛土等規制法第36条の規定に基づく完了検査等に関すること。

26の32 宅地造成及び特定盛土等規制法第37条の規定に基づく中間検査に関すること。

26の33 宅地造成及び特定盛土等規制法第38条の規定に基づく定期の報告の受理に関すること。

26の34 宅地造成及び特定盛土等規制法第40条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく工事等の届出の受理に関すること。

26の35 宅地造成及び特定盛土等規制法第40条第2項の規定に基づく工事の届出に係る公表及び通知に関すること。

26の36 宅地造成及び特定盛土等規制法第41条第2項の規定に基づく災害の防止のための措置勧告に関すること。

26の37 宅地造成及び特定盛土等規制法第43条第1項の規定に基づく立入検査に関すること。

26の38 宅地造成及び特定盛土等規制法第44条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

26の39 宅地造成及び特定盛土等規制法第46条第2項の規定に基づく災害の防止のための措置勧告に関すること。

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第8号まで、第9号から第13号の93の8まで及び第14号から第26号の39までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26、第13号の94から第13号の118まで及び第15号から第26号の39までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26及び第15号から第26号の39までに掲げるとおりとし、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第8号まで、第9号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26及び第15号から第26号の39までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

26の16 宅地造成等規制法第21条第2項の規定に基づく災害の防止のための措置勧告に関すること。

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第8号まで、第9号から第13号の93の8まで及び第14号から第26号の16までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26、第13号の94から第13号の118まで及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第8号まで、第9号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第4号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
<p>別表第2（第4条関係） 局長の権限に属する地域産業振興部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項</p>						<p>別表第2（第4条関係） 局長の権限に属する地域産業振興部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項</p>						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者					局長	専決者		
				部長	課長						課長補佐	部長
総務 県民課	1～5 省略					総務 県民課	1～5 省略					
	6 管内 の公有 財産の 総合管 理に関 する事 務	1・2 省略					6 管内 の公有 財産の 総合管 理に関 する事 務	1・2 省略				
		3 その他公有財産の管理に関すること。						3 その他公有財産の管理に関すること。				
		(1) 省略							(1) 省略			
(2) 公舎（ <u>総務部財産活用推進課及び職員厚生課が管理するものを除く。</u> ）の入居の決定及び貸付料の徴収			○		(2) 公舎（ <u>総務部総務管理課</u> 及び職員厚生課が管理するものを除く。）の入居の決定及び貸付料の徴収				○			
7～18 省略					7～18 省略							
19 特定 商取引 に関する法律 の施行 に関する事務	1・2 省略				19 特定 商取引 に関する法律 の施行 に関する事務	1・2 省略						
	3 報告の徴収及び立入検査（ <u>第66条第1項から第4項まで、第6項</u> ）			○		3 報告の徴収及び立入検査（ <u>第66条第1項から第3項まで、第5項</u> ）				○		
20～43 省略					20～43 省略							

備考 省略

備考 省略

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長

地域福祉課	1～8 省略				
	9 児童福祉法の施行に関する事務	1 児童等の福祉に関すること。			
		(1)～(3) 省略			
		(4) 妊産婦等生活援助事業の利用の勧奨（第23条の3）			○
		(5) 省略			
2～10 省略					
10～23 省略					
24 介護保険法の施行に関する事務	1 当該職員の証明書の交付（第24条第3項、第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条第2項、第114条の2第2項、第115条の7第2項、第115条の33第5項）				○
	2～6 省略				
7 省略					
8 業務管理体制の整備に関すること。					

地域福祉課	1～8 省略				
	9 児童福祉法の施行に関する事務	1 児童等の福祉に関すること。			
		(1)～(3) 省略			
		(4) 省略			
		2～10 省略			
10～23 省略					
24 介護保険法の施行に関する事務	1 当該職員の証明書の交付（第24条第3項、第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条第2項、第114条の2第2項、第115条の7第2項、第115条の33第5項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下この部において「旧法」という。）第24条第3項、第112条第2項、第115条の33第5項）				○
	2～6 省略				
7 旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に関すること。					
(1) 指定の変更（旧法第108条第1項）				○	
(2) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（旧法第111条の2第1項）				○	
(3) 報告の徴収及び立入検査（旧法第112条第1項）				○	
(4) 勧告（旧法第113条の2第1項）				○	
(5) 公示（旧法第115条の35第6項の規定による指定の取消し等に係るものを除く。）（旧法第115条）				○	
8 省略					
9 業務管理体制の整備に関すること。					

(1) 報告の徴収及び立入検査 (第115条の33第1項____ _____)		○		
(2) 報告の徴収及び立入検査 の要請(第115条の33第3 項_____ _____)			○	
(3) 勧告(第115条の34第1 項_____ _____)		○		
9 省略				
10 省略				
11 省略				
12 省略				
13 市町に対する事業の実施状 況に関する報告の徴収等(第 197条第1項、第3項_____ _____)		○		
14 介護老人保健施設又は介護 医療院の開設者に対する改善 命令(附則第10条第1項、医 療法第111条)		○		
15 省略				
25~31 省略				

備考 省略

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	部長	課長
水産課	1~3 省略				
	4 遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 遊漁船業者に関すること。			
		(1) 登録簿の閲覧(第9条)			○

(1) 報告の徴収及び立入検査 (第115条の33第1項、旧 法第115条の33第1項)		○		
(2) 報告の徴収及び立入検査 の要請(第115条の33第3 項、旧法第115条の33第3 項)			○	
(3) 勧告(第115条の34第1 項、旧法第115条の34第1 項)		○		
10 省略				
11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 市町に対する事業の実施状 況に関する報告の徴収等(第 197条第1項、第3項、旧法 第197条第1項)		○		
15 省略				
25~31 省略				

備考 省略

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	部長	課長
水産課	1~3 省略				
	4 遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 遊漁船業者に関すること。			
		(1) 登録の実施又は拒否(第3 条第1項、第2項、第5条、 第6条)			○
		(2) 変更の届出の受理及び届出 事項の登録(第7条第1項、 第2項)			○
		(3) 登録簿の閲覧(第8条)			○
		(4) 廃業等の届出の受理及び登 録の抹消(第9条第1項、第 10条)			○
(5) 業務規程の届出及び変更の 届出の受理(第11条第1項)			○		

	(2) 報告の徴収及び立入検査 (第29条第1項)		○	
5～11 省略				
12 漁港 維持に 関する 事務	1～3 省略			
	4 漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の規定に基づく次の事項の許可に関すること（水面及び土地の占用に係るものに限る。）。			
	(1)・(2) 省略			
	5 省略			
13・14 省略				

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			局長	専決者 部長 課長
管理課	1～30 省略			
	31 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事務	1 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等に関すること。		
		(1) 工事の許可（第12条第1項）	○	
		(2) 工事の協議（第15条第1項）	○	
		(3) 工事の計画の変更の許可（第16条第1項）	○	
		(4) 監督処分（第20条第1項から第6項まで）	○	
		(5) 災害の防止のための措置勧告（第22条第2項）	○	
		(6) 立入検査（第24条第1項）	○	
		2 特定盛土等規制区域内における災害の防止に関すること。		
		(1) 災害の防止のための措置勧告（第27条第3項）	○	

	(6) 報告の徴収及び立入検査 (第24条第1項)		○	
5～11 省略				
12 漁港 維持に 関する 事務	1～3 省略			
	4 漁港漁場整備法 第39条第1項の規定に基づく次の事項の許可に関すること（水面及び土地の占用に係るものに限る。）。			
	(1)・(2) 省略			
	5 省略			
13・14 省略				

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			局長	専決者 部長 課長
管理課	1～30 省略			
	31 宅地造成等規制法の施行に関する事務	1 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等に関すること。		
		(1) 工事の許可（第8条第1項）	○	
		(2) 工事の計画の変更の許可（第12条第1項）	○	
		(3) 工事完了検査（第13条）		○
		(4) 監督処分（第14条 _____）	○	
		(5) 工事等の届出の受理（第15条）		○
		(6) 宅地の保全の勧告（第16条第2項）	○	
		(7) 改善命令（第14条第5項、 第17条）	○	
		(8) 立入検査（第18条第1項）	○	
	(9) 報告の徴収（第19条）		○	

	(2) 工事の許可（第30条第1項）		○	
	(3) 工事の協議（第34条第1項）		○	
	(4) 工事の計画の変更の許可（第35条第1項）		○	
	(5) 監督処分（第39条第1項から第6項まで）	○		
	(6) 災害の防止のための措置勧告（第41条第2項）		○	
	(7) 立入検査（第43条第1項）		○	
	3 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置勧告（第46条第2項）		○	
32～38 省略				

	2 造成宅地防災区域内における災害の防止に関すること。			
	(1) 災害の防止のための措置勧告（第21条第2項）		○	
	(2) 改善命令（第14条第5項、第22条）		○	
32～38 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指導課	1～7 省略				
	8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する事務	1 省略			
		2 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に関すること。			
		(1)～(9) 省略			
	(10) 軽微な変更に係る書面の交付（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第11条）		○		
	3・4 省略				
9～17 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指導課	1～7 省略				
	8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する事務	1 省略			
		2 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に関すること。			
		(1)～(9) 省略			
	(10) 軽微な変更に係る書面の交付（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第11条）		○		
	3・4 省略				
9～17 省略					

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	主幹

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	主幹

用地 管理 課	1～34 省略				
	35 宅地 造成等 規制法 の施行 に 関 す る 事 務	1 宅地造成等工事規制区域内に おける工事の協議（第15条第1 項）	○		
		2 特定盛土等規制区域内におけ る工事の協議（第34条第1項）	○		
36～47 省略					
48 建築 物のエ ネルギ ー消費 性能の 向上等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 省略				
	2 建築物のエネルギー消費性能 の確保のための構造及び設備に 関する計画に関すること。 (1)～(9) 省略				
	(10) 軽微な変更に係る書面の交 付（建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法律施 行規則（以下この部において 「省令」という。）第11条）	○			
49～52 省略	3・4 省略				

備考 省略

用地 管理 課	1～34 省略				
	35 宅地 造成等 規制法 の施行 に 関 す る 事 務	1 宅地造成工事規制区域内にお ける宅地造成に関する工事等に 関すること。			
		(1) 工事の許可（第8条第1 項）	○		
		(2) 工事の計画の変更の許可 （第12条第1項）	○		
		(3) 工事完了検査（第13条）		○	
		(4) 工事等の届出の受理（第15 条）		○	
		(5) 宅地の保全の勧告（第16条 第2項）	○		
		(6) 立入検査（第18条第1項）	○		
	(7) 報告の徴収（第19条）		○		
	2 造成宅地防災区域内における 災害の防止のための措置勧告 （第21条第2項）	○			
36～47 省略					
48 建築 物のエ ネルギ ー消費 性能の 向上に 関 す る 法 律 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 省略				
	2 建築物のエネルギー消費性能 の確保のための構造及び設備に 関する計画に関すること。 (1)～(9) 省略				
	(10) 軽微な変更に係る書面の交 付（建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律施行 規則（以下この部において 「省令」という。）第11条）	○			
49～52 省略	3・4 省略				

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前											
(職務) 第3条 省略 2～9 省略 10 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。 11 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 別表(第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				(職務) 第3条 省略 2～9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 別表(第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項											
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分 所 課 主 長 長 幹	組織名	事務の種類	事 項	決裁区分 所 課 主 長 長 幹								
企 画 課	1～4 省略			企 画 課	1～4 省略										
	5 医療 法(昭 和23年 法律第 205 号)の 施行に 関する 事務	1 省略			5 医療 法(昭 和23年 法律第 205 号)の 施行に 関する 事務	1 省略									
		2 医療に関する情報に関すること。 (1)～(4) 省略				5 医療 法(昭 和23年 法律第 205 号)の 施行に 関する 事務	2 医療に関する情報に関すること。 (1)～(4) 省略								
		(5) 報告の命令等(第6条の3第8項)	○				5 医療 法(昭 和23年 法律第 205 号)の 施行に 関する 事務	(5) 報告の命令等(第6条の3第6項)	○						
		3・4 省略						5 医療 法(昭 和23年 法律第 205 号)の 施行に 関する 事務	3・4 省略						
		5 医療法人及び地域医療連携推進法人に関すること。 (1)～(2) 省略							5 医療 法(昭 和23年 法律第 205 号)の 施行に 関する 事務	5 医療法人及び地域医療連携推進法人に関すること。 (1)～(2) 省略					
		23 収益及び費用等の報告の受理(第69条の2第2項)	○							5 医療 法(昭 和23年 法律第 205 号)の 施行に 関する 事務	23 省略				
		24 省略									5 医療 法(昭 和23年 法律第 205 号)の 施行に 関する 事務	24 省略			
		25 省略										5 医療 法(昭 和23年 法律第 205 号)の 施行に 関する 事務	25 省略		
		26 省略											5 医療 法(昭 和23年 法律第 205 号)の 施行に 関する 事務	26 省略	
27 省略		5 医療 法(昭 和23年 法律第 205 号)の 施行に 関する 事務	27 省略												
28 省略			5 医療 法(昭 和23年 法律第 205 号)の 施行に 関する 事務	27 省略											

	⑳ 省略			
	㉑ 省略			
	㉒ 省略			
	㉓ 省略			
	6～8 省略			
6～21 省略				

	㉔ 省略			
	㉕ 省略			
	㉖ 省略			
	㉗ 省略			
	6～8 省略			
6～21 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関する事務	1 省略		
		2 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施（第19条の22第4項）	○	
		3 省略		
2～7 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関する事務	1 省略		
		2 省略		
2～7 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1～5 省略	1～4 省略		
		5 指導、助言及び勧告（第12条の4）		○
		6 報告の徴収（第12条の5第1項）		○
7～17 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1～5 省略	1～4 省略		
		5 指導、助言及び勧告（第12条の5）		○
		6 報告の徴収（第12条の6第1項）		○
7～17 省略				

備考 省略

備考 省略

（愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正）

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程（昭和28年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～12 省略</p> <p><u>13 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>14 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>15 省略</u></p> <p><u>16 省略</u></p> <p><u>17 省略</u></p> <p><u>18 省略</u></p> <p><u>19 省略</u></p> <p>(専決処理)</p> <p>第4条 所長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p><u>(12) 気候変動適応法（平成30年法律第50号）の規定による熱中症特別警戒情報の通知に関すること。</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p>2・3 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～12 省略</p> <p><u>13 省略</u></p> <p><u>14 省略</u></p> <p><u>15 省略</u></p> <p><u>16 省略</u></p> <p><u>17 省略</u></p> <p>(専決処理)</p> <p>第4条 所長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県研修所規程の一部改正)

第3条 愛媛県研修所規程（昭和30年愛媛県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第4条の2 省略</p> <p><u>第4条の3 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、グループの事務を管理し、当該グループに属する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>第4条の4 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>第4条の5 省略</p> <p>第4条の6 省略</p> <p>第4条の7 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第4条の2 省略</p> <p>第4条の3 省略</p> <p>第4条の4 省略</p> <p>第4条の5 省略</p>

(愛媛県計量検定所処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県計量検定所処務規程（昭和33年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>2 副主幹は、所長を補佐するとともに、所長の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>3 専門幹は、所長の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>(代決)</p> <p>第4条 所長が不在のときは、<u>あらかじめ所長が指定する所員が所長の事務を代決する。</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>(代決)</p> <p>第4条 所長が不在のときは、次長が _____代決する。</p> <p><u>2 所長及び次長ともに不在のときは、あらかじめ所長が指定する所員が所長の事務を代決する。</u></p>
---	--

(愛媛県立産業技術専門校処務規程の一部改正)

第5条 愛媛県立産業技術専門校処務規程（昭和33年愛媛県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>4 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p>

(愛媛県公印規程の一部改正)

第6条 愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p><u>少子化対策・女性活躍統括部長印</u></p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p>	<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p>福祉政策統括監印</p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p>

第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。

公印名	管守者名
省略	
<u>少子化対策・女性活躍統括部長印</u>	省略
省略	

2～4 省略

別表1（第4条関係）

- 第一 省略
- 第二 寸法

公印の種類	寸法 方（ミリメートル）
職印	
省略	
<u>少子化対策・女性活躍統括部長印</u>	省略
省略	
省略	

第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。

公印名	管守者名
省略	
<u>福祉政策統括監印</u>	省略
省略	

2～4 省略

別表1（第4条関係）

- 第一 省略
- 第二 寸法

公印の種類	寸法 方（ミリメートル）
職印	
省略	
<u>福祉政策統括監印</u>	省略
省略	
省略	

（愛媛県産業技術研究所処務規程の一部改正）

第7条 愛媛県産業技術研究所処務規程（昭和36年愛媛県訓令第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職務）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p><u>9 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>10 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p>	<p>（職務）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p>

（愛媛県大阪事務所処務規程の一部改正）

第8条 愛媛県大阪事務所処務規程（昭和39年愛媛県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

- (3) 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係又はグループの事務を管理し、当該係又はグループに属する職員の指導及び育成を行う。
- (4) 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(愛媛県東京事務所処務規程の一部改正)

第11条 愛媛県東京事務所処務規程（昭和42年愛媛県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p><u>7 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係の事務を管理し、当該係に属する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>8 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p>

(愛媛県立えひめ学園処務規程の一部改正)

第12条 愛媛県立えひめ学園処務規程（昭和45年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>4 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>5 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p>

(愛媛県立農業大学校処務規程の一部改正)

第13条 愛媛県立農業大学校処務規程（昭和46年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p><u>7</u> 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</p> <p><u>8</u> 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> <p><u>11</u> 省略</p> <p><u>12</u> 省略</p> <p><u>13</u> 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> <p><u>11</u> 省略</p>

(愛媛県病虫害防除所処務規程の一部改正)

第14条 愛媛県病虫害防除所処務規程（昭和46年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3</u> 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</p> <p><u>4</u> 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p>

(愛媛県消費生活センター処務規程の一部改正)

第15条 愛媛県消費生活センター処務規程（昭和47年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5</u> 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係の事務を管理し、当該係に属する職員の指導及び育成を行う。</p> <p><u>6</u> 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p>

(愛媛県心と体の健康センター処務規程の一部改正)

第16条 愛媛県心と体の健康センター処務規程（昭和47年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p><u>6 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係の事務を管理し、当該係に属する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>7 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>(専決)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第33条第9項の規定に基づく入院措置又は入院の期間の更新</u>の届出の受理に関すること。</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項及び _____ 精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年愛媛県条例第18号）第1条の規定に基づく定期の報告の受理に関すること。</p> <p>(13)～(33) 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>(専決)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第33条第7項の規定に基づく入院措置</u> _____ の届出の受理に関すること。</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項及び <u>第2項並びに</u>精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年愛媛県条例第18号）第1条の規定に基づく定期の報告の受理に関すること。</p> <p>(13)～(33) 省略</p>

(愛媛県農林水産研究所処務規程の一部改正)

第17条 愛媛県農林水産研究所処務規程（昭和50年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p><u>8 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>9 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p>

(愛媛県青少年対策本部規程の一部改正)

第18条 愛媛県青少年対策本部規程(昭和54年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 対策本部の事務を処理するため、<u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長</u>の職にある者をもつて充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>福祉政策統括監</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 対策本部の事務を処理するため、<u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長</u>の職にある者をもつて充てる。</p>

(愛媛県長寿社会対策本部規程の一部改正)

第19条 愛媛県長寿社会対策本部規程(昭和59年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前													
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>保健福祉部長</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1～4 省略</td> </tr> <tr> <td>5 省略</td> </tr> <tr> <td>6 省略</td> </tr> <tr> <td>7 省略</td> </tr> <tr> <td>8 省略</td> </tr> <tr> <td>9 省略</td> </tr> </table>	1～4 省略	5 省略	6 省略	7 省略	8 省略	9 省略	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>福祉政策統括監</u>の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 省略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1～4 省略</td> </tr> <tr> <td>5 <u>保健福祉部長</u></td> </tr> <tr> <td>6 省略</td> </tr> <tr> <td>7 省略</td> </tr> <tr> <td>8 省略</td> </tr> <tr> <td>9 省略</td> </tr> <tr> <td>10 省略</td> </tr> </table>	1～4 省略	5 <u>保健福祉部長</u>	6 省略	7 省略	8 省略	9 省略	10 省略
1～4 省略														
5 省略														
6 省略														
7 省略														
8 省略														
9 省略														
1～4 省略														
5 <u>保健福祉部長</u>														
6 省略														
7 省略														
8 省略														
9 省略														
10 省略														

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

第20条 愛媛県男女共同参画推進本部規程(平成2年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副本部長は、<u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>をもつて充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>別表1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1～3 省略</td> </tr> <tr> <td>4 <u>少子化対策・女性活躍統括部長</u></td> </tr> <tr> <td>5～16 省略</td> </tr> </table>	1～3 省略	4 <u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>	5～16 省略	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副本部長は、<u>福祉政策統括監</u>をもつて充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>別表1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1～3 省略</td> </tr> <tr> <td>4 <u>福祉政策統括監</u></td> </tr> <tr> <td>5～16 省略</td> </tr> </table>	1～3 省略	4 <u>福祉政策統括監</u>	5～16 省略
1～3 省略							
4 <u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>							
5～16 省略							
1～3 省略							
4 <u>福祉政策統括監</u>							
5～16 省略							

別表2（第6条関係）

- 1 総務部総務管理局行政経営課長
- 2～5 省略
- 6 保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長
- 7 保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室長
- 8～13 省略

別表2（第6条関係）

- 1 総務部総務管理局総務管理課長
- 2～5 省略
- 6 保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長
- 7 保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課少子化対策推進マネージャー
- 8～13 省略

（愛媛縣市町村合併推進本部規程の一部改正）

第21条 愛媛縣市町村合併推進本部規程（平成13年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務局）</p> <p>第8条 推進本部の事務を処理するため、<u>総務部行財政推進局市町振興課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総務部行財政推進局市町振興課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表2（第6条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>総務部行財政推進局長</u> 2 <u>総務部総務管理局行政経営課長</u> 3 <u>総務部行財政推進局財政課長</u> 4 <u>総務部行財政推進局市町振興課長</u> 5～16 省略 	<p>（事務局）</p> <p>第8条 推進本部の事務を処理するため、<u>総務部総務管理局市町振興課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総務部総務管理局市町振興課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表2（第6条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>総務部総務管理局長</u> 2 <u>総務部総務管理局総務管理課長</u> 3 <u>総務部総務管理局市町振興課長</u> 4 <u>総務部行財政改革局財政課長</u> 5～16 省略

（愛媛県食肉衛生検査センター処務規程の一部改正）

第22条 愛媛県食肉衛生検査センター処務規程（平成14年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>4 <u>専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p>	<p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p>

（愛媛県動物愛護センター処務規程の一部改正）

第23条 愛媛県動物愛護センター処務規程（平成14年愛媛県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>4 <u>専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p>
---	--

(愛媛県財政改革推進班規程の一部改正)

第24条 愛媛県財政改革推進班規程（平成17年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 財政改革を強力に推進し、実効ある取組を短期間で実施できる体制を構築するため、<u>総務部行財政推進局財政課</u>に財政改革推進班（以下「班」という。）を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 班は、<u>総務部行財政推進局財政課</u>の職員のうちから総務部長が指名する者をもって組織する。</p> <p>(班長)</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>総務部行財政推進局財政課主幹</u>の職にある者の中から、知事が命ずる。</p> <p>2 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 財政改革を強力に推進し、実効ある取組を短期間で実施できる体制を構築するため、<u>総務部行財政改革局財政課</u>に財政改革推進班（以下「班」という。）を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 班は、<u>総務部行財政改革局財政課</u>の職員のうちから総務部長が指名する者をもって組織する。</p> <p>(班長)</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>総務部行財政改革局財政課主幹</u>の職にある者の中から、知事が命ずる。</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県福祉指導監査班規程の一部改正)

第25条 愛媛県福祉指導監査班規程（平成17年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長</u></p> <p>3～5 省略</p> </div>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長</u></p> <p>3～5 省略</p> </div>

(愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正)

第26条 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程（平成18年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表2（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 <u>総務部総務管理局行政経営課長</u></p> <p>2 <u>総務部行財政推進局市町振興課長</u></p> <p>3～10 省略</p> </div>	<p>別表2（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 <u>総務部総務管理局総務管理課長</u></p> <p>2 <u>総務部総務管理局市町振興課長</u></p> <p>3～10 省略</p> </div>

(愛媛県立子ども療育センター処務規程の一部改正)

第27条 愛媛県立子ども療育センター処務規程（平成19年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p><u>9 看護主幹は、上司の命を受け、主管事務を掌理し、かつ、看護部長を補佐する。</u></p> <p><u>10 省略</u></p> <p><u>11 省略</u></p> <p><u>12 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>13 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>14 省略</u></p> <p><u>15 省略</u></p> <p><u>16 省略</u></p> <p><u>17 省略</u></p> <p><u>18 省略</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p>

(愛媛県家畜病性鑑定所処務規程の一部改正)

第28条 愛媛県家畜病性鑑定所処務規程（平成20年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>2 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係の事務を管理し、当該係に属する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>3 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>4 省略</u></p> <p><u>5 省略</u></p> <p><u>6 省略</u></p> <p><u>7 省略</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>

(愛媛県広報聴推進班規程の一部改正)

第29条 愛媛県広報聴推進班規程（平成22年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p><u>3 総務部総務管理局行政経営課長</u></p> <p>4～17 省略</p> </div>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p><u>3 総務部総務管理局総務管理課長</u></p> <p>4～17 省略</p> </div>

(愛媛県原子力センター処務規程の一部改正)

第30条 愛媛県原子力センター処務規程（平成22年愛媛県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>6 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>7 省略</u></p> <p><u>8 省略</u></p> <p><u>9 省略</u></p> <p><u>10 省略</u></p> <p><u>11 省略</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5 省略</u></p> <p><u>6 省略</u></p> <p><u>7 省略</u></p> <p><u>8 省略</u></p> <p><u>9 省略</u></p>

(愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正)

第31条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程（平成23年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																							
<p>(事務局)</p> <p>第7条 戦略本部の事務を処理するため、<u>総務部総務管理局行政経営課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総務部総務管理局行政経営課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～4 省略</td></tr> <tr><td><u>5 省略</u></td></tr> <tr><td><u>6 省略</u></td></tr> <tr><td><u>7 省略</u></td></tr> <tr><td><u>8 少子化対策・女性活躍統括部長</u></td></tr> <tr><td>9～13 省略</td></tr> <tr><td><u>14 省略</u></td></tr> <tr><td><u>15 省略</u></td></tr> <tr><td><u>16 省略</u></td></tr> <tr><td><u>17 省略</u></td></tr> <tr><td><u>18 省略</u></td></tr> <tr><td><u>19 省略</u></td></tr> <tr><td><u>20 省略</u></td></tr> <tr><td><u>21 省略</u></td></tr> <tr><td><u>22 省略</u></td></tr> <tr><td><u>23 省略</u></td></tr> <tr><td><u>24 省略</u></td></tr> <tr><td><u>25 省略</u></td></tr> <tr><td><u>26 省略</u></td></tr> </table>	1～4 省略	<u>5 省略</u>	<u>6 省略</u>	<u>7 省略</u>	<u>8 少子化対策・女性活躍統括部長</u>	9～13 省略	<u>14 省略</u>	<u>15 省略</u>	<u>16 省略</u>	<u>17 省略</u>	<u>18 省略</u>	<u>19 省略</u>	<u>20 省略</u>	<u>21 省略</u>	<u>22 省略</u>	<u>23 省略</u>	<u>24 省略</u>	<u>25 省略</u>	<u>26 省略</u>	<p>(事務局)</p> <p>第7条 戦略本部の事務を処理するため、<u>総務部行財政改革局行革分権課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総務部行財政改革局行革分権課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～4 省略</td></tr> <tr><td><u>5 営業統括部長</u></td></tr> <tr><td><u>6 省略</u></td></tr> <tr><td><u>7 省略</u></td></tr> <tr><td><u>8 省略</u></td></tr> <tr><td>9～13 省略</td></tr> <tr><td><u>14 福祉政策統括監</u></td></tr> <tr><td><u>15 省略</u></td></tr> <tr><td><u>16 省略</u></td></tr> <tr><td><u>17 省略</u></td></tr> <tr><td><u>18 省略</u></td></tr> <tr><td><u>19 省略</u></td></tr> <tr><td><u>20 省略</u></td></tr> <tr><td><u>21 省略</u></td></tr> <tr><td><u>22 省略</u></td></tr> <tr><td><u>23 省略</u></td></tr> <tr><td><u>24 省略</u></td></tr> <tr><td><u>25 省略</u></td></tr> <tr><td><u>26 省略</u></td></tr> <tr><td><u>27 省略</u></td></tr> </table>	1～4 省略	<u>5 営業統括部長</u>	<u>6 省略</u>	<u>7 省略</u>	<u>8 省略</u>	9～13 省略	<u>14 福祉政策統括監</u>	<u>15 省略</u>	<u>16 省略</u>	<u>17 省略</u>	<u>18 省略</u>	<u>19 省略</u>	<u>20 省略</u>	<u>21 省略</u>	<u>22 省略</u>	<u>23 省略</u>	<u>24 省略</u>	<u>25 省略</u>	<u>26 省略</u>	<u>27 省略</u>
1～4 省略																																								
<u>5 省略</u>																																								
<u>6 省略</u>																																								
<u>7 省略</u>																																								
<u>8 少子化対策・女性活躍統括部長</u>																																								
9～13 省略																																								
<u>14 省略</u>																																								
<u>15 省略</u>																																								
<u>16 省略</u>																																								
<u>17 省略</u>																																								
<u>18 省略</u>																																								
<u>19 省略</u>																																								
<u>20 省略</u>																																								
<u>21 省略</u>																																								
<u>22 省略</u>																																								
<u>23 省略</u>																																								
<u>24 省略</u>																																								
<u>25 省略</u>																																								
<u>26 省略</u>																																								
1～4 省略																																								
<u>5 営業統括部長</u>																																								
<u>6 省略</u>																																								
<u>7 省略</u>																																								
<u>8 省略</u>																																								
9～13 省略																																								
<u>14 福祉政策統括監</u>																																								
<u>15 省略</u>																																								
<u>16 省略</u>																																								
<u>17 省略</u>																																								
<u>18 省略</u>																																								
<u>19 省略</u>																																								
<u>20 省略</u>																																								
<u>21 省略</u>																																								
<u>22 省略</u>																																								
<u>23 省略</u>																																								
<u>24 省略</u>																																								
<u>25 省略</u>																																								
<u>26 省略</u>																																								
<u>27 省略</u>																																								

別表2 (第6条関係)

1	省略
2	省略
3	省略
4	省略
5	省略
6	省略
7	省略
8	省略
9	省略
10	省略
11	省略
12	省略
13	省略
14	省略
15	省略
16	省略
17	省略
18	省略

別表2 (第6条関係)

1	省略
2	総務部行財政改革局長
3	省略
4	省略
5	省略
6	省略
7	省略
8	省略
9	省略
10	省略
11	省略
12	省略
13	省略
14	省略
15	省略
16	省略
17	省略
18	省略
19	省略

(愛のくに えひめ営業本部規程の一部改正)

第32条 愛のくに えひめ営業本部規程(平成24年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(任務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 営業本部は、前項の事項に係る業務を円滑に処理するため必要があるときは、あらかじめ関係部局と調整した上で処理するものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 営業本部は、本部長_____、営業部長、営業副部長及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 本部長は、<u>営業本部長の職にある者をもって充てる</u>。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理するとともに、<u>営業本部の事務を統轄し、営業本部を代表する。</u></p> <p>2 営業部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、本部長_____を補佐し、本部員を指揮監督し、営業本部の事務を管理し、本部長に事故_____があるときは、その職務を代行する。</p>	<p>(任務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、営業本部は、<u>伝統工芸品産業の振興に関することを処理する。</u></p> <p>3 営業本部は、前2項の事項に係る業務を円滑に処理するため必要があるときは、あらかじめ関係部局と調整した上で処理するものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 営業本部は、本部長、<u>営業統括部長</u>、営業部長、営業副部長及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 本部長は、<u>参与_____の職にある者のうちから知事が命ずる。</u></p> <p>3 <u>営業統括部長は、営業統括部長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理するとともに_____、営業本部を代表する。</p> <p>2 <u>営業統括部長は、知事の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、営業本部の事務を統轄し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>3 営業部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、<u>本部長及び営業統括部長</u>を補佐し、本部員を指揮監督し、営業本部の事務を管理し、本部長及び営業統括部長共に事故_____があるときは、その職務を代行する。</p>

3 営業副部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、営業部長を補佐し、本部長及び営業部長共に事故があるときは、その職務を代行する。

(大阪営業本部)

第8条 省略

2 大阪営業本部は、大阪本部長、大阪営業部長、名古屋営業課長及び名古屋営業副課長をもって組織する。

3～5 省略

6 名古屋営業副課長は、大阪事務所の職員のうちから、必要に応じて知事が命ずる。

7 省略

8 省略

9 省略

10 名古屋営業副課長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理する。

4 営業副部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、営業部長を補佐する

_____。
(大阪営業本部)

第8条 省略

2 大阪営業本部は、大阪本部長、大阪営業部長及び名古屋営業課長_____をもって組織する。

3～5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

(愛媛県県有財産管理推進本部規程の一部改正)

第33条 愛媛県県有財産管理推進本部規程(平成24年愛媛県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事務局)	(事務局)
第6条 推進本部の事務を処理するため、 <u>総務部総務管理局財産活用推進課</u> に事務局を置く。	第6条 推進本部の事務を処理するため、 <u>総務部総務管理局総務管理課</u> に事務局を置く。
2 事務局に事務局長を置き、 <u>総務部総務管理局財産活用推進課長</u> の職にある者をもって充てる。	2 事務局に事務局長を置き、 <u>総務部総務管理局総務管理課長</u> の職にある者をもって充てる。
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)
1 <u>総務部行財政推進局長</u>	1 <u>総務部行財政改革局長</u>
2～11 省略	2～11 省略

(愛媛県福祉総合支援センター処務規程の一部改正)

第34条 愛媛県福祉総合支援センター処務規程(平成27年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務)	(職務)
第2条 省略	第2条 省略
2～8 省略	2～8 省略
9 <u>副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係又はグループの事務を管理し、当該係又はグループに所属する職員の指導及び育成を行う。</u>	
10 <u>専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u>	
11 省略	9 省略
12 省略	10 省略
13 省略	11 省略
14 省略	12 省略
15 省略	13 省略
16 省略	14 省略
17 省略	15 省略
18 省略	16 省略
19 省略	17 省略
(分掌事務)	(分掌事務)
第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。	第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

省略

子ども・女性支援課

(1)～(3) 省略

(4) 児童福祉法第26条第1項、第27条、第27条の2第1項、第27条の3、第28条第1項から第3項まで、第30条第3項、第31条第2項から第4項まで、第33条、第33条の3及び第33条の4の規定による相談及び措置に関すること。

(5)～(7) 省略

(8) 児童福祉法第33条の6の3の規定による社会的養護自立支援拠点事業の利用の勧奨に関すること。

(9) 児童福祉法第33条の6の4及び第33条の6の5第1項の規定による特別養子適格の確認の審判に関すること。

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 児童福祉法第56条第1項から第3項までの規定による扶養義務者負担金に関すること。

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

(30) 省略

(31) 省略

(32) 省略

(33) 省略

(34) 省略

(35) 省略

(36) 困難な問題を抱える女性の相談に関すること。

(37) 困難な問題を抱える女性の一時保護に関すること。

(38) 困難な問題を抱える女性に対する情報の提供その他の援助に関すること。

(39)～(41) 省略

省略

障がい者支援課

(1)～(11) 省略

(専決事項)

第4条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1)～(17) 省略

省略

子ども・女性支援課

(1)～(3) 省略

(4) 児童福祉法第26条第1項、第27条、第27条の2第1項、第27条の3、第28条第1項から第3項まで、第30条第3項、第31条第2項から第4項まで、第33条並びに_____第33条の4の規定による相談及び措置に関すること。

(5)～(7) 省略

(8) 児童福祉法第33条の6の2及び第33条の6の3第1項の規定による特別養子適格の確認の審判に関すること。

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 児童福祉法第56条第1項、第2項及び第4項の規定による扶養義務者負担金に関すること。

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

(30) 省略

(31) 省略

(32) 省略

(33) 省略

(34) 省略

(35) 要保護女子の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。

(36) 要保護女子の更生相談及び更生指導に関すること。

(37) 要保護女子_____の一時保護に関すること。

(38) その他要保護女子の更生福祉に関すること。

(39)～(41) 省略

省略

障がい者支援課

(1)～(11) 省略

(12) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関すること。

(13) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

(専決事項)

第4条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1)～(17) 省略

(18) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する

18) 省略

- 法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第22条第1項及び第2項並びに第23条の規定による通報等の受理に関すること。
- 19) 障害者虐待防止法第36条第2項第2号の規定による市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供、助言その他必要な援助に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに限るものに限る。）。
- 20) 障害者虐待防止法第36条第2項第3号の規定による相談又は相談を行う機関の紹介に関すること。
- 21) 障害者虐待防止法第36条第2項第4号の規定による情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助に関すること。
- 22) 障害者虐待防止法第36条第2項第5号の規定による情報の収集、分析及び提供に関すること。
- 23) 障害者虐待防止法第36条第2項第6号の規定による広報その他の啓発活動に関すること。
- 24) 障害者虐待防止法第36条第2項第7号の規定によるその他障害者に対する虐待の防止等のための必要な支援に関すること。
- 25) 愛媛県障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成28年愛媛県条例第19号）第8条第1項に掲げる事務に関すること。
- 26) 愛媛県障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例第10条第1項の規定による調査に関すること。
- 27) 省略

（愛媛県子ども・女性支援センター処務規程の一部改正）

第35条 愛媛県子ども・女性支援センター処務規程（平成27年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係の事務を管理し、当該係に属する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>6 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p>	<p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p>

（愛媛県総合科学博物館処務規程の一部改正）

第36条 愛媛県総合科学博物館処務規程（平成30年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>4 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p>	<p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p>

- 5 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略

(愛媛県歴史文化博物館処務規程の一部改正)

第37条 愛媛県歴史文化博物館処務規程（平成30年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>4 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>5 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p>

(愛媛県美術館処務規程の一部改正)

第38条 愛媛県美術館処務規程（平成30年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5 主幹は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、当該係に属する職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>6 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係又はグループの事務を管理し、当該係又はグループに属する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>7 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p>

14 省略

15 省略

(代決)

第6条 省略

2 館長及び総務課長が共に不在のときは、総務課主幹が代決する。

3 省略

11 省略

12 省略

(代決)

第6条 省略

2 省略

(愛媛県被災地派遣実施本部規程の一部改正)

第39条 愛媛県被災地派遣実施本部規程（平成30年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条関係） 1 総務部総務管理局行政経営課長 2～16 省略	別表（第3条関係） 1 総務部総務管理局総務管理課長 2～16 省略

(愛媛県気候変動適応センター規程の一部改正)

第40条 愛媛県気候変動適応センター規程（令和2年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条関係） 1 総務部総務管理局行政経営課長 2～19 省略	別表（第3条関係） 1 総務部総務管理局総務管理課長 2～19 省略

(愛媛県デジタル総合戦略本部規程)

第41条 愛媛県デジタル総合戦略本部規程（令和3年愛媛県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表1（第3条関係） 1 営業本部長 2～4 省略 5 少子化対策・女性活躍統括部長 6～17 省略 18 監査事務局長 19 省略 20 省略	別表1（第3条関係） 1 営業統括部長 2～4 省略 5 福祉政策統括監 6～17 省略 18 省略 19 省略
別表2（第6条関係） 1 省略 2 総務部総務管理局行政経営課長 3～18 省略	別表2（第6条関係） 1 省略 2 総務部総務管理局総務管理課長 3～18 省略
別表3（第8条関係） 1 総務部総務管理局行政経営課長 2～18 省略	別表3（第8条関係） 1 総務部総務管理局総務管理課長 2～18 省略

(愛媛県少子化対策推進本部規程の一部改正)

第42条 愛媛県少子化対策推進本部規程(令和5年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、少子化対策・女性活躍統括部長をもって充てる。</p> <p>3 副本部長は、保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室長をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 推進本部の事務を処理するため、保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室長の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1・2</td><td>省略</td></tr> <tr><td>3</td><td>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長</td></tr> <tr><td>4～6</td><td>省略</td></tr> </table>	1・2	省略	3	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長	4～6	省略	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、福祉政策統括監_____をもって充てる。</p> <p>3 副本部長は、少子化対策推進マネージャー_____をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 推進本部の事務を処理するため、保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課_____に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長_____の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1・2</td><td>省略</td></tr> <tr><td>3</td><td>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長</td></tr> <tr><td>4～6</td><td>省略</td></tr> </table>	1・2	省略	3	保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長	4～6	省略
1・2	省略												
3	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長												
4～6	省略												
1・2	省略												
3	保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長												
4～6	省略												

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

一 般 中 心
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程(昭和54年愛媛県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																												
<p>別表第2(第2条、第5条関係)</p> <p>作業服等の貸与基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用 期間</th> <th>貸与 期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 作 業 員</td> <td>(1)～(9) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">の 業 務 に 従 事 する 職 員</td> <td>(10) 農 林 水 産 研 究 所 林 業 研 究 セ ン タ ー に 勤 務 する もの</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>チェーンソ</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ー用防護ズボン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>チェーンソ</td> <td>1</td> <td>年間</td> <td>3年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ー用安全靴</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(11)・(12) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2・3</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考	1 作 業 員	(1)～(9) 省略					の 業 務 に 従 事 する 職 員	(10) 農 林 水 産 研 究 所 林 業 研 究 セ ン タ ー に 勤 務 する もの	省略				チェーンソ	省略				ー用防護ズボン					チェーンソ	1	年間	3年			ー用安全靴						省略						(11)・(12) 省略					2・3	省略					<p>別表第2(第2条、第5条関係)</p> <p>作業服等の貸与基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用 期間</th> <th>貸与 期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 作 業 員</td> <td>(1)～(9) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">の 業 務 に 従 事 する 職 員</td> <td>(10) 農 林 水 産 研 究 所 林 業 研 究 セ ン タ ー に 勤 務 する もの</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>チェーンソ</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ー用防護ズボン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(11)・(12) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2・3</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考	1 作 業 員	(1)～(9) 省略					の 業 務 に 従 事 する 職 員	(10) 農 林 水 産 研 究 所 林 業 研 究 セ ン タ ー に 勤 務 する もの	省略				チェーンソ	省略				ー用防護ズボン											省略						(11)・(12) 省略					2・3	省略				
貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考																																																																																																								
1 作 業 員	(1)～(9) 省略																																																																																																												
の 業 務 に 従 事 する 職 員	(10) 農 林 水 産 研 究 所 林 業 研 究 セ ン タ ー に 勤 務 する もの	省略																																																																																																											
	チェーンソ	省略																																																																																																											
	ー用防護ズボン																																																																																																												
	チェーンソ	1	年間	3年																																																																																																									
	ー用安全靴																																																																																																												
	省略																																																																																																												
	(11)・(12) 省略																																																																																																												
2・3	省略																																																																																																												
貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考																																																																																																								
1 作 業 員	(1)～(9) 省略																																																																																																												
の 業 務 に 従 事 する 職 員	(10) 農 林 水 産 研 究 所 林 業 研 究 セ ン タ ー に 勤 務 する もの	省略																																																																																																											
	チェーンソ	省略																																																																																																											
	ー用防護ズボン																																																																																																												
	省略																																																																																																												
	(11)・(12) 省略																																																																																																												
2・3	省略																																																																																																												

4 自動車 運転 業務 に従 事す る職 員	(1) 財産活用推進課 若しくは 秘書課又 は保健所 に勤務す るもの	省略				
	(2)~(6) 省略					
5 省略						
6 財産活用推進課に勤務する職員	(1) 電気業務又は電話業務に従事するもの	作業服	2	年間	3年	
		作業服 (夏)	2	夏期	3年	
	(2) 営繕工事の工事監理又は工事監督の業務に従事するもの	作業服	2	年間	3年	
		作業服 (夏)	2	夏期	2年	
	防寒服	1	冬期	3年		
	作業靴	1	年間	2年		
7~28 省略						
29 地方局農業振興課地域農業育成室又は支局地域農業育成室に勤務する職員のうち、ほ場管理業務に従事するもの	省略					
	雨がっぱ	省略				
	作業帽	1	年間	2年		
	省略					
	じか足袋	省略				
	作業靴	1	年間	2年		
	安全眼鏡	省略				
	チェーンソー用防護ズボン	1	年間	3年	伐採等の業務に従事する職員に限る。	
30~37 省略						
38 林業政策課若しくは森林整備課、地方局森林林業課、支局森林林業課、久万高原森林林業課若しくは肱川流域林業振興課又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの	作業服	2	年間	2年		
	作業服 (夏)	2	夏期	2年		
	墜落制止用器具(フルハーネス型)	1	年間	3年	工事監督又は工事検査の業務に従事する職員に限る。	
	防寒服	1	冬期	3年		
	雨がっぱ	1	年間	2年		
	省略					

4 自動車 運転 業務 に従 事す る職 員	(1) 総務管理課 若しくは 秘書課又 は保健所 に勤務す るもの	省略				
	(2)~(6) 省略					
5 省略						
6 総務管理課に勤務する職員のうち、電気業務又は電話業務に従事するもの	作業服	2	年間	3年		
	作業服 (夏)	2	夏期	3年		
7~28 省略						
29 地方局農業振興課地域農業育成室又は支局地域農業育成室に勤務する職員のうち、ほ場管理業務に従事するもの	省略					
	雨がっぱ	省略				
	省略					
	じか足袋	省略				
	安全眼鏡	省略				
30~37 省略						
38 林業政策課若しくは森林整備課、地方局森林林業課、支局森林林業課、久万高原森林林業課若しくは肱川流域林業振興課又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの	作業服	2	年間	2年		
	作業服 (夏)	2	夏期	2年		
	防寒服	1	冬期	3年		
	雨がっぱ	1	年間	2年		
	省略					

39 農林水産研究所 林業研究センター に勤務する職員の うち、試験研究業 務、実習指導業務 又は試験林若しく はほ場の管理の業 務に従事するもの	省略				
	チェーンソ ー用防護ズ ボン	省略			
	チェーンソ ー用安全靴	1	年間	3年	
省略					
40～44 省略					
45 土木部に勤務す る職員のうち、 _____ _____ 工事監督の業 務に従事するもの	省略				
46～49 省略					

39 農林水産研究所 林業研究センター に勤務する職員の うち、試験研究業 務、実習指導業務 又は試験林若しく はほ場の管理の業 務に従事するもの	省略				
	チェーンソ ー用防護ズ ボン	省略			
省略					
40～44 省略					
45 土木部に勤務す る職員のうち、 <u>営 繕工事の工事監理</u> 又は <u>工事監督</u> の業 務に従事するもの	省略				
46～49 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。